

投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則

平成16年 3月19日制定
平成16年 5月25日改正
平成17年 3月18日改正
平成18年 4月21日改正
平成18年 5月24日改正
平成18年 6月19日改正
平成18年11月17日改正
平成19年 2月16日改正
平成19年 9月21日改正
平成20年 6月20日改正
平成20年 7月18日改正
平成20年 9月19日改正
平成21年 1月16日改正
平成21年 3月19日改正
平成21年 9月16日改正
平成23年 2月17日改正
平成23年 9月15日改正
平成24年 3月15日改正
平成24年 5月24日改正
平成24年12月20日改正
平成26年 6月12日改正
平成26年 7月17日改正
平成26年11月20日改正
平成26年12月18日改正
平成27年 5月21日改正
平成27年 7月16日改正
平成29年 5月18日改正
平成30年 9月20日改正
平成31年 4月18日改正
令和 4年 2月17日改正
令和 4年 5月19日改正
令和 5年 1月19日改正
令和 5年 4月20日改正
令和 6年 2月15日改正
令和 7年 2月20日改正

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規則は、投資信託に係る運用報告書及び投資法人に係る資産運用報告の表示すべき項目、表示すべき内容及び交付の方法等を定め、投資信託等の運用に関する情報等の開示の適正化を図り、もって投資者の理解を助け、その保護に資することを目的とする。

第2章 投資信託の運用報告書の表示事項等

(運用報告書（全体版）の表紙の表示事項)

第2条 投資信託の運用報告書（全体版）（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号、以下「投信法」という。）第14条第1項に規定する事項を記載した書面をいい、第11条に規定する日々決算型公社債投信、不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則（以下「不動

産投信等規則」という。) 第3条第1項に規定する投資信託(以下「不動産投信」という。)及びインフラ投資信託及びインフラ投資法人に関する規則(以下「インフラ投信等規則」という。)第3条第3項に規定するインフラ投資信託(以下「インフラ投信」という。)に係るものと除く。以下この章において同じ。)の表紙には、次に掲げる事項を表示するものとする。

- (1) 「運用報告書(全体版)」の表示
- (2) 当該投資信託の名称
- (3) 期別及び決算年月日(計算期間が6ヵ月未満の投資信託については、各決算期及び各決算年月日)
- (4) 当該投資信託の仕組み(当該投資信託財産の運用方針を含む。)
- (5) 投資信託委託会社(投信法第2条第11項に規定する投資信託委託会社をいい、以下「委託会社」という。)の名称及び住所
- (6) 問い合わせ先の名称及び電話番号等
以下の事項を記載するものとする。
 - ① 問い合わせ先の名称、電話番号、受付時間
 - ② 委託会社のホームページアドレス等

2 前項第4号に規定する当該投資信託の仕組みは、当該投資信託の目論見書に表示された内容を簡潔に表示するものとする。

(運用報告書(全体版)の本文中に表示すべき事項及び表示順)

第3条 投資信託の運用報告書(全体版)の本文には、次に掲げる事項について、当該各号に定める内容を表示するものとする。なお、運用報告書(全体版)には、原則として次に掲げる各号の順序に従って表示するものとする。

- (1) 設定以来の運用実績
 - イ 単位型投資信託については、信託開始時から当期末までの基準価額、分配金、期中騰落率、受益者利回り、ベンチマーク(ベンチマークがない場合は、株価指数等の参考指標とする。以下この号及び次号において同じ。)、主要な運用対象資産の構成比率及び元本残存率の状況を表示するものとする。
 - ロ 追加型株式投資信託については、当期以前5期以上(計算期間が6ヵ月未満の投資信託は5作成期間(投資信託財産の計算に関する規則(平成12年府令第133号、以下「投資信託計算書類規則」という。)第59条第1項に規定する作成期間をいう。以下第2章から第4章において同じ。)以上とする。)、追加型公社債投資信託については、当期以前3期以上(計算期間が6ヵ月未満の投資信託は3作成期間以上とする。)の各計算期間の基準価額、分配金、期中騰落率、ベンチマーク、主要な運用対象資産の構成比率及び純資産総額の状況並びに基準価額の変動と連動対象指標(投資信託及び投資法人に関する法律施行規則(平成12年総理府令第129号)第19条第2項に規定する連動対象指標をいう。)の変動との連動率を表す指標(投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年政令第480号、以下「政令」という。)第12条第2号イに掲げる旨を投資信託約款に定めている証券投資信託に限る。)を表示するものとする。

(2) 基準価額と市況推移 当期中(計算期間が6ヵ月未満の投資信託は当該作成期間中とする。以下第2章から第4章において同じ。)における基準価額、ベンチマーク、主要な運用対象資産の構成比率の推移を月末単位で表示するものとする。

(3) 運用経過等の説明

イ 運用経過等の説明の表示に当たっては、次に掲げる事項を表示するものとする。

- ① 当期中の基準価額の推移を図表で表示するものとする。なお、図表による表示に際しては、ベンチマーク(ベンチマークがない場合は、株価指数等の参考指標とする。)との併記を原則とし、併記できない場合は、その具体的な理由を第1号に規定する設定以来の運用実績の欄に注記その他の方法により表示するものとする。
- ② 原則として、冒頭において当期中の基準価額の変動(上昇又は下落をいう。以下同じ。)に関し、その主な要因を列挙して簡潔に表示するものとする。
- ③ ベンチマークを有する投資信託については、当該投資信託の基準価額の推移とベンチマークの推移と比較して、その差異の状況及び要因について、リスク(トラッキング・エラー等をいう。)の取り方を含めて簡潔に表示するものとする。
- ④ 基準価額の変動の理由を、当該投資信託の目論見書における運用方針及び前期の運用報告書に表示された今後の運用方針を考慮し、主要な投資対象資産の構成比率、業種別構成比率及び国別構成比率の推移、又は組入銘柄の変更の時期、変更の程度及び変更理由などを、図表その他の方法を用いてできるだけ具体的に説明するものとする。
- ⑤ 今後の運用方針について、当該投資信託の目論見書における運用方針を踏まえて、具体的に表示するものとする。
- ⑥ 分配金については、当該分配金を決定した根拠及び留保された利益金の今後の運用方針を表示するものとする。

ロ 運用経過等の説明の表示に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

- ① 文章は簡潔に、平易な言葉使いとすること
- ② 図表化、見出し付け及び箇条書きその他の方法により読みやすさの工夫に努めること
- ③ 難解な専門用語及び業界用語は使用しないこと
- ④ 同一の内容の重複表示は、できるだけ避けること

(4) 1万口当たりの費用明細 当期中の1万口(基準価額を表示する単位をいう。以下同じ。)当たりの費用明細等を表示するものとする。

(5) (参考情報) 総経費率 参考情報として、総経費率について、次に掲げる事項を表示するものとする。(私募投資信託については、任意の表示事項とする。)

イ 総経費率は、当期中(計算期間が6ヵ月未満の投資信託については、作成対象期間とする。)の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、募集手数料、売買委託手数料及び有価証券取引税を除く。)を期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除して算出した比率とし、1万口当たりの費用明細における開示項目(原則として、募集手数料、売買委託手数料及び有価証券取引税を除く。)と同一の各項目の比率を円グラフで表示することとする。ファンド・オブ・ファンズにおいては、総経費率は前述の比率に投資先ファンドの経費率を加えたものとし、前述の各項目の比率に加えて投資先ファンドの運用管理費用の比率及び運用管理費用以外の費用の比率を円グラフで表示す

ることとする。また、これに加えて、総経費率、このファンドの費用の比率、投資先ファンドの運用管理費用の比率、投資先ファンドの運用管理費用以外の比率を表で表示することとする。ファンド・オブ・ファンズで投資先ファンドにおける1万口当たりの費用明細を取得できない場合であっても「投資先ファンドにかかった費用の総額を投資先ファンドの期中の平均純資産総額で除して算出した比率」が取得できる場合には、当該比率を投資先ファンドの経费率とすることができます。なお、投資先ファンドの費用においても、原則として、募集手数料、売買委託手数料及び有価証券取引税は除くものとする。

ロ わかりやすい箇所において、「当期中（計算期間が6ヵ月未満の投資信託については、作成対象期間とする。）の運用・管理にかかった費用の総額（原則として、募集手数料、売買委託手数料及び有価証券取引税を除く。）を期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した総経費率（年率）は〇〇%です。」等の説明を行うものとする。

ハ 各比率は、年率に換算のうえ、小数点以下第2位未満を四捨五入して表示するものとする。

ニ 投資先ファンドの運用管理費用以外の費用については、可能な限り開示することとする。

ホ 投資先ファンドの経费率については、その保有比率を月次で把握したうえで当該投資先ファンドの信託報酬率を乗じるなど、可能な限り精緻な数値を開示することとする。

ヘ 投資先ファンドについては、例えば計上の期間がずれているなど、投資家に有用となる注記を付すこととする。

(6) 売買及び取引の状況 当期中における組入れ資産の売買又は取引の状況を、細則で定める資産の種類毎に区分して、それぞれ別に表示するものとする。

(7) 派生商品の取引状況等 派生商品への運用を積極的に行う投資信託は、派生商品に係る取引について国内及び外国の別に、細則で定める種類毎に区分して、それぞれの区分に応じ当期末（計算期間が6ヵ月未満の投資信託は当該作成期間の末日とする。以下第2章から第4章において同じ。）の取引残高及び当期中における取引金額を表示するものとする。

(8) 株式売買比率 当期中における株式売買金額、平均組入れ株式時価総額及び売買高比率を表示するものとする。

(9) 主要な売買銘柄 主要な投資対象について細則で定める資産の種類毎に区分して、それぞれの区分に応じ売買金額の上位10銘柄程度を表示するものとする。

(10) 利害関係人との取引状況等 利害関係人等との取引状況及び当該利害関係人等に支払われた売買委託手数料の総額その他細則に定める事項を表示するものとする。

(11) 第一種金融商品取引業、第二種金融商品取引業又は商品取引債務引受業を兼業している委託会社の自己取引状況 投資信託財産と第一種金融商品取引業（金融商品取引法（昭和23年法律第25号、以下「金商法」という。）第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業をいう。以下同じ。）、第二種金融商品取引業（同条第2項に規定する第二種金融商品取引業をいう。以下同じ。）又は商品取引債務引受業（商品先物取引法（昭和25年法律第239号）第2条第17項に規定する商品取引債務引受業をいう。）を兼業している当該委託会社との間の取引状況及び当該委託会社に支払われた売買委託手数料の総額を表示するものとする。

(12) 委託会社による自社が設定する投資信託の受益証券又は投資法人の投資証券の自己取得及

び処分の状況 期首残高（計算期間が6カ月未満の投資信託は直前の作成期間の末日の残高とする。）、当期中の設定元本、当期中の解約元本、当期末の残高及び取引の理由について、正会員の業務運営等に関する規則第6条の2第1項各号に掲げる事由に区分して表示するものとする。

- (13) 組入れ資産の明細 組入れ資産の明細について、細則で定める資産の種類毎に区分して、通貨の種類毎に表示するものとする。
- (14) 信用取引の状況 当期末において信用取引を行っている場合には、当期末の残高及び評価額を表示するものとする。
- (15) 債券空売りの状況 当期末において債券空売りを行っている場合には、債券の種類毎にそれぞれの当期末残高（額面金額）及び評価額を表示するものとする。
- (16) 有価証券の貸付及び借入の状況 当期末における貸付有価証券又は借入有価証券について、有価証券の種類毎に区分して総株数又は券面総額を表示するものとする。なお、利害関係人等との間で貸付又は借入をしている有価証券については、（ ）内書きすることとし、貸付先又は借入先の名称を注記するものとする。
- (17) 投資信託財産の構成 当期末における組入れ資産について、細則で定める資産の種類毎に区分して、それぞれの資産の評価額及び投資信託財産総額に対する比率を表示するものとする。
- (18) 特定資産の価格等の調査 特定資産の価格等の調査を行った場合には、当該調査を行った者の氏名又は名称並びに当該調査の結果及び方法の概要を表示するものとする。
- (19) 資産、負債、元本及び基準価額の状況並びに損益の状況 投資信託計算書類規則の規定に基づき作成された貸借対照表並びに損益及び剰余金計算書をもって代えることができる。この場合、監査が終了していないものを使用するときは、その旨を注記するものとする。
なお、投資信託計算書類規則に定める注記事項がある場合には、当該事項を注記するものとする。
また、投資信託計算書類規則第55条の6第11号括弧書きに規定する貸借対照表における純資産の額の差異に係る注記の記載に当たっては、自主規制委員会が定める様式及び表示要領により表示するものとする。
ただし、運用報告書（全体版）に、投資信託計算書類規則の規定に基づき作成された貸借対照表に代えて表示をした場合の同規則第55条の6第11号の表示については、同規則の規定に係る表示とともに併せて第3条の3（交付運用報告書の本文中に表示すべき事項及び表示順）第1項第6号に規定する当該投資信託のデータ中、「②純資産等」の欄外に注記が必要となることに留意するものとする。
- (20) 投資信託財産運用総括表 信託契約期間が終了した場合には、投資信託計算書類規則第58条第1項第26号に規定する投資信託財産運用総括表を表示するものとする。
- (21) 分配金等の表示 計算期間が6カ月未満の投資信託は、作成期末から過去6カ月間における各計算期間の分配金等を表示するものとする。
- (22) お知らせ 当期中において、投資信託約款の内容に委託会社が重要と判断した変更等があった場合、又は運用体制の変更等委託会社が重要と判断した変更等があった場合はその内容を表示するものとする。

- (23) 不動産等及びインフラ資産等の開示 不動産等（不動産投信等規則第3条第2項に規定するものをいう。以下同じ。）及び資産対応証券等（不動産投信等規則第3条第3項に規定するものをいう。以下同じ。）、インフラ資産等（インフラ投信等規則第3条第5項に規定するものをいう。以下同じ。）、インフラ関連資産（インフラ投信等規則第3条第6項に規定するものをいう。以下同じ。）を組入れた投資信託財産の開示については、投資信託計算書類規則第58条の規定の他、第6章及び第8章の規定が適用されることに留意するものとする。
- 2 第1項第1号から第3号に規定するベンチマークとは、当該投資信託の運用成果の評価基準又は目標基準となる指標をいうものとし、投資信託約款又は目論見書においてその旨の記載があるものをいうものとする。なお、インデックス運用を行う投資信託の対象指数を含むものとする。
- 3 取引市場別に区分して開示することは、委託会社の判断により行うことができるものとする。
- 4 運用報告書（全体版）作成に当たり、特別分配金（所得税法施行令（昭和40年3月31日政令第96号）第27条に規定するものをいう。以下同じ。）という用語を使用する場合は、「元本払戻金（特別分配金）」と表示するものとする。
- 5 公募追加型株式投資信託については、細則に定める「分配原資の内訳」を表示するものとする。なお、表示に当たっては、第1項第3号、第18号、第20号に定める項目のいずれかの項目に表示するものとする。

* 細則第2条、第3条、第4条、第5条、第6条、第7条、第7条の2

（交付運用報告書の表紙の表示事項）

第3条の2 投資信託の交付運用報告書（投信法第14条第2項に規定する事項を記載した書面をいい、不動産投信及びインフラ投信に係るものを除く。以下同じ。）の表紙には、次に掲げる事項を表示するものとする。

- (1) 「交付運用報告書」の表示
 - (2) 交付目論見書（私募の投資信託にあっては、準ずるものと含む。以下、本条及び次条において同じ。）の表紙に記載の当該投資信託の名称及び商品分類
 - (3) 期別及び決算年月日（計算期間が6カ月未満の投資信託については、各決算期及び各決算年月日）並びに作成対象期間
 - (4) 決算年月日（計算期間が6カ月未満の投資信託については、作成対象期間の最後の決算年月日とする。）における基準価額及び純資産総額
 - (5) 計算期間中（計算期間が6カ月未満の投資信託については、「作成対象期間」とする。）における分配金再投資基準価額（税引前の分配金が分配時に再投資されたものとみなして計算した基準価額をいう。以下同じ。）の騰落率及び分配金合計
 - (6) 委託会社の名称及び住所
 - (7) 問い合わせ先の名称及び電話番号等
- 以下の事項を記載するものとする。

- ① 問い合わせ先の名称、電話番号、受付時間
 - ② 委託会社のホームページアドレス等
 - ③ 運用報告書（全体版）は受益者の請求により交付される旨及び入手方法
- (8) 受益者の皆様へ 「受益者の皆様へ」を記載するものとする。この場合、交付目論見書の「ファンドの目的・特色」に記載した内容を引用した上で、表示するものとする。
- (9) 運用方針 交付目論見書の「ファンドの目的・特色」の運用方針を参考に文章にて簡潔にわかりやすく表示するものとする。なお、表示に当たっては前号との重複を避けるため、表示箇所をまとめる等、受益者へわかりやすく表示するために工夫するものとする。
- (10) その他の記載事項 投資信託約款において運用報告書（全体版）に記載すべき事項を電磁的方法（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第11条第1項に規定する電磁的方法をいう。以下同じ。）により提供する旨を定めている投資信託にあっては、その旨及び運用報告書（全体版）に記載すべき事項を閲覧するために必要な情報

（交付運用報告書の本文中に表示すべき事項及び表示順）

第3条の3 投資信託の交付運用報告書の本文には、次に掲げる事項について、当該各号に定める内容を表示するものとする。なお、交付運用報告書には、原則として次に掲げる各号の順序に従って表示するものとする。

(1) 運用経過の説明

運用経過の説明の表示に当たっては、次に掲げる事項を表示するものとする。

- ① 基準価額等の推移
基準価額等の推移を図を用いて表示するものとする。
- ② 基準価額の主な変動要因を、当該投資信託の交付目論見書の「ファンドの目的・特色」に記載した内容と比較しながら、文章にて、簡潔にわかりやすく説明するものとする。
- ③ 当期中（計算期間が6ヵ月未満の投資信託については、作成対象期間とする。）の1万口当たりの費用明細

当期中の1万口当たりの費用明細について、次に掲げる方法により表示するものとする。

- (イ) 項目の概要等わかりやすい箇所において、「当期中の平均基準価額は○○円です」と記載するものとする。

(ロ) 計算期間が6ヵ月未満の投資信託では、原則、半年分をまとめて記載するものとする。

(ハ) 「その他費用」に係る注記は、代表的な支出について記載する他、必要に応じて支出した費用について適宜追記するものとする。

(二) 投資先ファンドについての注記を付すこととする。

- ④ (参考情報) 総経費率 参考情報として、総経費率について、次に掲げる事項を表示するものとする。（私募投資信託については、任意の表示事項とする。）

(イ) 総経費率は、当期中（計算期間が6ヵ月未満の投資信託については、作成対象期間とする。）の運用・管理にかかった費用の総額（原則として、募集手数料、売買委託手数料及び有価証券取引税を除く。）を期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額（1口当たり）を乗じた数で除して算出した比率とし、1万口当たりの費用明細における

開示項目（原則として、募集手数料、売買委託手数料及び有価証券取引税を除く。）と同一の各項目の比率を円グラフで表示することとする。ファンド・オブ・ファンズにおいては、総経费率は前述の比率に投資先ファンドの経费率を加えたものとし、前述の各項目の比率に加えて投資先ファンドの運用管理費用の比率及び運用管理費用以外の費用の比率を円グラフで表示することとする。また、これに加えて、総経费率、このファンドの費用の比率、投資先ファンドの運用管理費用の比率、投資先ファンドの運用管理費用以外の比率を表で表示することとする。ファンド・オブ・ファンズで投資先ファンドにおける1万口当たりの費用明細を取得できない場合であっても「投資先ファンドにかかった費用の総額を投資先ファンドの期中の平均純資産総額で除して算出した比率」が取得できる場合には、当該比率を投資先ファンドの経费率とすることができます。なお、投資先ファンドの費用においても、原則として、募集手数料、売買委託手数料及び有価証券取引税は除くものとする。

(ロ) わかりやすい箇所において、「当期中（計算期間が6ヵ月未満の投資信託については、作成対象期間とする。）の運用・管理にかかった費用の総額（原則として、募集手数料、売買委託手数料及び有価証券取引税を除く。）を期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した総経费率（年率）は〇〇%です。」等の説明を行うものとする。

(ハ) 各比率は、年率に換算のうえ、小数点以下第2位未満を四捨五入して表示するものとする。

(二) 投資先ファンドの運用管理費用以外の費用については、可能な限り開示することとする。

(ホ) 投資先ファンドの経费率については、その保有比率を月次で把握したうえで当該投資先ファンドの信託報酬率を乗じるなど、可能な限り精緻な数値を開示することとする。

(ヘ) 投資先ファンドについては、例えば計上の期間がずれているなど、投資家に有用となる注記を付すこととする。

⑤ 最近5年間の基準価額等の推移

最近5年間の基準価額等の推移について、次に掲げる方法により記載するものとする。

(イ) 基準価額の推移及び分配金再投資基準価額の推移を折れ線グラフにより記載するものとする。

なお、分配金のデータが税引前の数字である旨の注記をするものとする。

(ロ) 当該折れ線グラフに純資産の推移の棒グラフ若しくは面グラフを併記するものとする。

(ハ) 最近5年間における決算日における基準価額、期間分配金合計（税込み）、ベンチマーク（ベンチマークがない場合は、株価指数等の参考指標とする。）の騰落率及び純資産総額を図表を用いて表示するものとする。

なお、計算期間が6ヵ月又は6ヵ月未満のファンドについては、各決算日を各年次における一定の決算日と読み替えるものとする。

(ニ) 当該図表には、ベンチマーク（ベンチマークがない場合は、株価指数等の参考指標

とする。) を併記することを原則とし、併記できない場合は、その具体的な理由を表示するものとする。

(ホ) 運用実績が5年未満であってもグラフの横軸は5年とするものとする。

⑥ 当該投資信託の投資環境について、組入れ資産毎に、文章にて、簡潔にわかりやすく説明するものとする。

⑦ 当該投資信託のポートフォリオについては、交付目論見書の「ファンドの目的・特色」の運用方針をもとに当期中における運用経過及びその結果を組入れ資産毎に、文章にて、簡潔にわかりやすく説明するものとする。

⑧ 当該交付運用報告書作成対象期間中の当該投資信託のベンチマークとの差異を表示するものとする。

ベンチマークを有する投資信託については、当該投資信託の基準価額の推移とベンチマークの推移と比較して、その差異の状況及び要因について、リスク（トラッキング・エラー等をいう。）の取り方を含めて、文章にて、簡潔にわかりやすく表示するものとする。

また、当該投資信託の基準価額とベンチマークの騰落率の対比を棒グラフで表示するものとする。なお、ベンチマークを設けていない場合は、その旨を記載するとともに、参考指数の騰落率に代えて表示するものとする。

なお、ベンチマークを有していない投資信託及び参考指数のない投資信託にあっては、この限りでない。

⑨ 分配金等の表示については、計算期間が6ヵ月未満の投資信託は、作成期末から過去6ヵ月間における各計算期間の分配金等を表示するものとする。

⑩ 親投資信託に係る運用経過や運用状況の推移は、当該投資信託について記載する箇所にあわせて記載できるものとする。

(2) 今後の運用方針 組入れ資産毎に、交付目論見書の「ファンドの目的・特色」の運用方針に基づいた今後の運用方針を文章にて、簡潔にわかりやすく表示するものとする。

(3) お知らせ 当期中において、投資信託約款の内容に、委託会社が重要と判断した変更等があった場合、又は運用体制の変更等委託会社が重要と判断した変更等があった場合はその内容を表示するものとする。

(4) 当該投資信託の概要 当該投資信託の概要（商品分類、信託期間、運用方針、主要投資対象、運用方法及び分配方針）を表を用いて表示するものとする。

(5) 代表的な資産クラスとの騰落率の比較 参考情報として、交付目論見書に記載の「代表的な資産クラスとの騰落率の比較」について、計算期間末日（計算期間が6ヵ月未満の投資信託については、作成期間末日とする。）の直近月末時点のデータを用いて最新のデータに更新したものを表示するものとする。

(6) 当該投資信託のデータ

次に掲げる事項をグラフ等を用いわかりやすく表示するものとする。

① 当該投資信託の組入資産の内容

投資信託計算書類規則第58条の2第1項第5号から第17号に規定の資産につき、次に掲げる方法により表示するものとする。

(イ) 作成期末の全銘柄数及び上位10銘柄以上とその組入比率の表を表示するものとする。

なお、上位銘柄がファンドの場合には、作成期末の上位3ファンド以上を記載し、それぞれの組入比率の表を表示するものとする。また、全銘柄に関する詳細な情報等についての注記を付すものとする。

(ロ) 資産別配分、国別配分、通貨別配分について、基本は円グラフで表示するものとする。ただし、合計額が100%超となる場合等、円グラフで表せない場合には棒グラフによる記載を可とする。ただし、棒グラフを使用する際等、必要に応じて注記を付記するものとする。

(ハ) 円グラフは平面のグラフで記載するものとする。

(ニ) グラフは基本的に「純資産に対する比率」で作成し、例えば「ポートフォリオに対する比率」等で作成する場合にはその旨の注記を記載するものとする。

(ホ) 上位銘柄がファンドの場合には、ファンドの組入資産の内容を表示しないこととする。

② 純資産等

純資産総額、受益権総口数及び1万口当たりの基準価額を表を用いて表示するものとする。また、純資産等の表示の欄外に、「当期（当作成期間）中における追加設定元本額は○○百万円、同解約元本額は○○百万円です。」を記載するものとする。

なお、計算期間が6ヵ月未満の投資信託は、作成期末から過去6ヵ月間における各計算期間を表示するものとする。

③ 組入上位ファンドの概要

投資信託計算書類規則第58条の2第2項に規定の親投資信託等の投資先ファンドにつき、次に掲げる方法により表示するものとする。

ファミリーファンド方式やファンド・オブ・ファンズの場合には、当該投資信託の計算期間末日（作成期間末日）において、主要な投資先ファンドについて直近の計算期間末日における全銘柄数及び上位10銘柄以上とその組入比率の表を表示するものとする。また、資産別配分、国別配分、通貨別配分の状況等を図表等を用い、次に掲げる方法により記載するものとする。

(イ) 資産別配分、国別配分、通貨別配分については①(ロ)及び(ハ)に準ずるものとする。

(ロ) 基準価額の推移を折れ線グラフにより記載するものとする。

(ハ) 計算期間中の1万口当たりの費用の明細を記載するものとする。

(ニ) 投資先ファンドの構造において、2層以上になる場合については、実質的な投資収益の源泉がわかるよう記載する等、受益者へわかりやすく表示するために工夫するものとする。

2 前項に規定するベンチマークとは、当該投資信託の運用成果の評価基準又は目標基準となる指標をいうものとし、投資信託約款又は交付目論見書においてその旨の記載があるものをいうものとする。なお、インデックス運用を行う投資信託の対象指数を含むものとする。

- 3 交付運用報告書作成に当たり、特別分配金という用語を使用する場合は、「元本払戻金（特別分配金）」と表示するものとする。
- 4 公募追加型株式投資信託については、規則第3条第5項に準じた方法により、「分配原資の内訳」を表示するものとする。なお、表示に当たっては、第1項第1号⑧の項目に表示するものとする。

(親投資信託に係る開示)

第4条 親投資信託を組入れている場合は、運用報告書（全体版）において投資信託計算書類規則第58条第2項の規定に基づき、当該親投資信託を組入れている当該投資信託の計算期間の末日の属する当該親投資信託の計算期間の直前の計算期間の状況について表示するものとする。

(選択型の追加型投資信託)

第5条 複数の投資信託でグループが構成され、その投資信託の間で投資者が選択して乗換えすることが可能な追加型投資信託は、それぞれの投資信託に係る第2条及び第3条、第3条の2及び第3条の3に掲げる事項を表示した報告書を取りまとめた運用報告書（全体版）及び交付運用報告書を作成できるものとする。

(ファンド・オブ・ファンズの特例等)

第6条 第2条、第3条及び第9条の規定は、ファンド・オブ・ファンズ（当該委託会社が運用の指図を行う親投資信託（その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とするもののうち、投資信託約款においてファンド・オブ・ファンズにのみ取得されることが定められている投資信託以外の投資信託をいう。以下この条において同じ。）のみを主要投資対象とする投資信託を除く。以下同じ。）について準用する。

- 2 前項で準用する第3条第1項第3号に掲げる事項の表示に当たっては、ファンド・オブ・ファンズが保有する投資信託証券（投資信託等の運用に関する規則（以下「運用規則」という。）第2条第3項に規定する投資信託証券をいう。以下同じ。）の値動きを当該ファンド・オブ・ファンズの基準価額の変動と関連づけて説明するものとする。
- 3 ファンド・オブ・ファンズの計算期間の末日に保有する次に掲げる投資信託証券について、当該ファンド・オブ・ファンズの計算期間中に到来する当該投資信託証券の計算期間の末日（当該投資信託証券の計算期間がファンド・オブ・ファンズの計算期間中に複数ある場合は、当該ファンド・オブ・ファンズの計算期間の末日の直近の開示されている計算期間の末日とする。）における当該各号に定める事項を開示するものとする。
 - (1) 運用規則第12条第1項第1号に規定する証券投資信託の受益証券又は証券投資法人の投資証券 当該証券投資信託等（証券投資信託及び証券投資法人（外国証券投資信託及び外国証券投資法人を含む。）をいう。以下この条において同じ。）が保有する有価証券の明細又は上位銘柄並びに当該証券投資信託等の費用内訳又は損益計算書

(2) 不動産投信の受益証券又は不動産投資法人（不動産投信等規則第3条第1項に規定する投資法人をいう。以下同じ。）の投資証券

次のイ及びロに掲げる事項

イ ファンド・オブ・ファンズの計算期間の末日において当該ファンド・オブ・ファンズの純資産総額の10%を超えて不動産投資信託の受益証券又は不動産投資法人の投資証券について、次に掲げる事項

① 当該不動産投信等（不動産投信及び不動産投資法人（外国不動産投資信託及び外国不動産投資法人を含む。）をいう。以下この条において同じ。）の目的及び基本的性格若しくは会社の概要のうちこれに相当する部分

② 当該不動産投信等の一口当たり資産運用報酬等の額

なお、一口当たりの資産運用報酬等の額が開示できない場合は、その理由並びに当該不動産投信等の決算等の開示資料が参考情報として入手できる旨又は当該開示資料が閲覧できるホームページアドレス等入手する方法を表示するものとする。

ロ 当該不動産投信等の運用会社又は一般事務受託者が、当該ファンド・オブ・ファンズの運用の指図を行う委託会社又はその利害関係人等である場合は、その旨

(3) 運用規則第12条第1項第4号に規定する証券投資信託等以外の投資信託の受益証券又は同規則第30条に規定する証券投資法人以外の投資証券 当該投資信託等（投資信託及び投資法人（海外における同様の資産で、金商法に定める外国投資信託受益証券又は外国投資証券（外国投資証券で投資法人債に類する証券を除く。）に該当するものを含む。）をいう。）以下この条において同じ。）が保有する資産の明細又は上位銘柄並びに当該投資信託等の費用内訳又は損益計算書

4 前項に規定する保有する投資信託証券に係る開示は、運用報告書（全体版）の末尾に「組入投資信託証券の内容」として、それぞれの投資信託又は投資法人毎に表示することができるものとする。なお、前項に規定する開示項目以外の開示は、委託会社が、その重要性をかんがみて行うものとする。

（財形給付金ファンド）

第7条 財形給付金ファンド（勤労者財産形成促進法（昭和46年法律第92号）第6条の2に規定する勤労者財産形成給付金契約に基づき勤労者を受益者とする投資信託であって、当該投資信託の設定に充てられる金銭を、当該勤労者を雇用している事業主が全額拠出する投資信託をいう。）については、第2条及び第3条に規定する事項のほか、信託報酬の実行料率及びその適用時期並びに投資信託約款で定める特別法人税額等の税額等を、第3条第1項第18号に規定する損益の状況に注記するものとする。

（運用報告書の様式等）

第8条 投資信託に係る第2条第1項第4号及び第3条（第1項第3号、第16号、第18号、第20号から第22号に規定する事項を除く。）並びに第3条の3に規定する表示事項は、自主規制委員会が定める様式及び表示要領により表示できるものとする。

2 第2条から第7条の規定並びに前項に係る規定については、規定以上の工夫をすることを妨げない。

* 委員会決議1、委員会決議2

(運用報告書（全体版）の規格)

第9条 運用報告書（全体版）を印刷物として提供する場合の規格は、B5判（B5変形判（重箱判）を含む。）以上とする。

(交付運用報告書の規格等)

第9条の2 交付運用報告書を印刷物として提供する場合の規格は、B5判（B5変形判（重箱判））以上とする。

2 使用する文字は、受益者の読みやすさに配慮した大きさの文字とする。

ただし、冒頭部分（受益者の皆様へ）及び主要項目の説明の記載に当たっては、日本工業規格Z8305に規定する10ポイント以上の大きさの文字とする。

3 分量については、受益者が容易に理解することができるよう適切な分量とする。

4 交付運用報告書の作成に当たって注意すべき文章表現等は、次に掲げる事項に留意するものとする。

イ 文章による説明箇所は、簡潔に、平易な言葉使いとすること。特に、基準価額の主な変動要因、投資環境、ポートフォリオ、ベンチマークとの差異、分配金、今後の運用方針の各項目の記載に当たっては、「項目名」や「文章による説明箇所」は、例えば、背景に色を付けること、フォントを変えること等、より受益者が親しみやすいものとするよう工夫すること

ロ 図表化、見出し付け及び箇条書きその他の方法により読みやすさの工夫に努めること

ハ 難解な専門用語及び業界用語は使用しないこと

ニ 同一の内容の重複表示は、できるだけ避けること

(運用報告書（全体版）の交付)

第10条 委託会社は、細則で定める場合を除き、運用報告書（全体版）を作成の都度、知れている受益者に交付しなければならない。ただし、運用報告書（全体版）の交付に代えて、投資信託約款において当該運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供する旨を定めている場合において、当該事項を電磁的方法により提供したときは、委託会社は運用報告書（全体版）を交付したものとみなされるが、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、交付しなければならない。

なお、運用報告書（全体版）の交付に当たっては、委託会社と運用報告書（全体版）の交付に係る業務に関する委託契約を交わした販売会社を通じて行うことができるものとする。

- 2 前項の規定に基づく運用報告書（全体版）の交付に当たっては、次に掲げる受益者に対して、当該各号に定める方法により運用報告書（全体版）を交付することができるものとする。
- (1) 紙与天引き又は振込みにより購入した投資信託を所有する受益者 事業主を通じて受益者に運用報告書（全体版）を交付（第2号の規定に基づき取りまとめて交付する場合を含む。）することができるものとする。この場合にあっては、販売業者は事業主に事業主から受益者に交付することを確認するとともに、事業主に対して必要部数を送付するものとする。
- (2) 長期公社債投信（昭和36年発足の長期公社債投信をいう。）の勤労者財産形成促進法に基づく財産形成口又は累積投資口並びに定時定型の投資信託（同種の投資信託であって、かつ決算が毎月連続する投資信託で継続した投資が可能な投資信託をいう。）の累積投資口により継続して購入している受益者で細則で定める方法により確認した受益者 最長12ヵ月分の運用報告書（全体版）を取りまとめて交付することができるものとする。
- (3) 財形給付金ファンドの受益者 事業主を通じて、又は直接交付するものとする。

* 細則第8条、第9条

(交付運用報告書の交付)

第10条の2 委託会社は、細則で定める場合を除き、交付運用報告書を作成の都度、知れている受益者に交付しなければならない。

なお、交付運用報告書の交付に当たっては、委託会社と交付運用報告書の交付に係る業務に関する委託契約を交わした販売会社を通じて行うことができるものとする。

- 2 前項の規定に基づく交付運用報告書の交付に当たっては、前条第2項の規定を準用する。この場合、「運用報告書（全体版）」を「交付運用報告書」と読み替えるものとする。
- 3 委託会社は、第1項に基づく交付運用報告書の交付に代えて、交付運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。ただし、受益者から交付運用報告書の交付の請求があった場合には、交付しなければならない。
- 4 交付運用報告書を電磁的方法により提供を行おうとする委託会社は、次に掲げる要件のいずれかを満たすものとする。
- (1) あらかじめ、受益者に対し、その旨及び投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成12年総理府令第129号、以下「投信法施行規則」という。）第12条各号に掲げる事項を示し、交付運用報告書に記載すべき事項の提供を電磁的方法により受けることについて、投信法施行規則第25条の2第3項第1号に掲げる方法による承諾を得ること。
- (2) あらかじめ、受益者に対し、その旨並びに投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第25条の2第3項第2号イ及びロに掲げる事項を告知すること。

* 細則第8条、第9条

第3章 公社債への投資運用を目的とする追加型投資信託であって日々決算を行う投資信託の表示事項

(表紙の表示事項)

第11条 第2条（第1項第3号を除く。）の規定は、公社債への投資運用を目的とする追加型投資信託であって日々決算を行う投資信託（以下「日々決算型公社債投信」という。）の運用報告書（全体版）（投信法第14条第1項に規定する事項を記載した書面をいう。以下この章において同じ。）の表紙の表示事項について準用する。

(本文中に表示すべき事項)

第12条 日々決算型公社債投信の運用報告書（全体版）の本文の表示事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 1万口当たり分配金
- (2) 運用経過等の説明
- (3) 資産、負債、元本及び基準価額の状況
- (4) 組入有価証券等の売買及び損益の状況
- (5) 自社による当該ファンドの設定・解約の状況
- (6) 組入債券の種類別明細
- (7) 組入債券の個別銘柄明細
- (8) 1万口当たりの費用明細

2 前項第7号に規定する組入債券の個別銘柄明細の表示に当たっては、細則で定める事項を表示するものとする。

* 細則第10条

(MMFの追加表示事項)

第13条 MMF（MR F及びMMFの運営に関する規則（以下「MR F等規則」という。）第1条の2第2項に規定する投資信託をいう。以下同じ。）の運用報告書（全体版）は、前条に規定する事項のほか、次に掲げる事項を表示するものとする。

- (1) 格付別組入資産の純資産総額に対する比率

(様式及び表示要領)

第14条 日々決算型公社債投信の運用報告書（全体版）の前3条に規定する表示事項は、自主規制委員会で定める様式及び表示要領により表示できるものとする。

* 委員会決議3

(運用報告書の交付)

第15条 第10条第1項及び第2項の規定は、日々決算型公社債投信の運用報告書（全体版）の交付について準用する。

第4章 MR F及びMMFの月次開示の表示事項

第16条 (削除)

(MR F及びMMFの月次開示)

第16条の2 MR F (MR F等規則第1条の2第1項に規定する投資信託をいう。) 及びMMFを運用する委託会社は、次に掲げる月次開示事項について、次条に定める方法により少なくとも月1回開示するものとする。

- (1) 組入資産の種類別残高及び組入比率
- (2) 公社債及び短期金融資産の発行体別組入比率の状況
- (3) 格付別組入資産の純資産総額に対する比率

2 前項に規定する月次開示事項の表示に当たっては、細則で定める方法により表示するものとする。

3 第1項に規定する月次開示事項は、自主規制委員会で定める様式及び表示要領により表示できるものとする。

* 細則第11条の2

* 委員会決議4

(月次開示の方法)

第17条 前条に規定する月次開示を次の各号に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 当該委託会社のホームページに掲載する方法
- (2) 販売会社 (MR F等規則第27条の2に規定する販売会社をいう。) の店頭に備え置く方法
又は販売会社のホームページに掲載する方法

第5章 適時開示

(適時開示)

第18条 委託会社は、その運用の指図を行う投資信託について、次に掲げる事項を当該委託会社のホームページその他の方法により適時開示するものとする。

- (1) 株式投資信託にあっては、次に掲げる事項について、当該各号に定める内容を表示するものとする。
 - イ 当該投資信託の概要 設定日、償還日、決算日並びに基準日（適時開示を行うに当たり委託会社が任意に定めた当該適時開示の基準となる日をいう。以下同じ。）の基準価額及び純資産総額等について表示するものとする。
 - ロ 基準価額推移のグラフ 過去3年以上の期間について表示するものとする。表示に当たっては、税金控除前分配金込みなど、その計算根拠を明確にする。また、目論見書にベンチマーク（第3条第2項に規定するベンチマークをいう。以下同じ。）を明記している投資信託については、当該ベンチマークと比較して表示するものとする。
 - ハ 当該投資信託の期間別騰落率 基準日の基準価額を基準とし、1年間及び3年間（設定

から3年未満の投資信託は、設定来の期間とする。)の期間の騰落率を表示するものとする。表示に当たっては、税金控除前分配金込みなど、その計算根拠を明確にする。なお、目論見書にベンチマークを明記している投資信託については、当該ベンチマークの各期間における騰落率を併せて表示するものとする。

ニ 費用に関する開示 前記ロの開示に当たっては、当該投資信託の信託報酬率又は当該信託報酬率が変動する場合における基準日の直近の信託報酬率並びに当該基準価額が信託報酬率控除後のものである旨を注記する。なお、この場合、信託報酬額の表示に代えることができるものとする。

ホ 分配金の実績 過去3期以上の期間について表示するものとする。

ヘ 資産の組入れ状況 当該投資信託の商品性格に応じて、資産構成、組入上位銘柄及び業種別比率等により当該投資信託のポートフォリオの状況を表示するものとする。

ト また、債券を主要投資対象とする投資信託で委託会社が当該投資信託の商品性格上適切と判断する投資信託については、組入債券の平均残存期間又はデュレーション等によりポートフォリオの状況を表示するものとする。

(2) 公社債投資信託にあっては、次に掲げる事項について、当該各号に定める内容を表示するものとする。

イ 当該投資信託の概要 設定日、償還日、決算日並びに基準日の基準価額及び純資産総額等について表示するものとする。

ロ 費用に関する開示 当該投資信託の信託報酬率(当該信託報酬率が変動する場合には、基準日の直近の信託報酬率とする。)及び当該基準価額が信託報酬率控除後のものである旨を表示するものとする。なお、この場合、信託報酬額の表示に代えることができるものとする。

ハ 分配金の実績及び利回りの推移 過去3期以上の期間について表示するものとする。なお、日々決算型公社債投信は、過去3ヵ月以上の期間について、直近7日間の年換算利回り又は分配金の実績を表示するものとする。

ニ 資産の組入れ状況 当該投資信託の商品性格に応じて、資産構成、組入上位銘柄及び種類別比率等により当該投資信託のポートフォリオの状況を表示するものとする。

ホ また、委託会社が当該投資信託の商品性格上適切と判断する投資信託については、組入債券の平均残存期間又はデュレーション等によりポートフォリオの状況を表示するものとする。

2 前項に規定する適時開示は、月次ベースで開示するものとする。ただし、当分の間、四半期ベースによるものとする。

3 第1項に規定する表示すべき事項のうち、第1号イ及び第2号イに規定する基準日の基準価額及び純資産総額、第1号ハに規定する期間別騰落率並びに第1号ロに規定する基準価額推移のグラフ(過去3年以上の期間のものに限る。)は、本会が運営する投信総合検索システムにおける当該投資信託の当該事項にリンクすることにより当該事項の表示に代えることができるものとする。

(基準価額に重大な影響を与えた内容の開示)

第19条 委託会社は、当該投資信託の基準価額に重大な影響を与えた事由が生じた場合に開示すべきと自ら判断した場合に対応するため、あらかじめ開示の可否についての社内規定を定めるとともに、当該重大な影響を与えたと判断した内容を当該委託会社のホームページその他の方法により開示するものとする。

(信用リスク集中回避のための投資制限を超えた場合の開示)

第19条の2 委託会社は、運用規則第17条の2第1項に定めるエクスポートジャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率が同条同項各号に掲げる区分ごとにそれぞれ10%、合計で20%（以下「基準比率」という。）を超えることとなった場合（運用規則第17条の3第1項第3号において読み替えて第17条の2を適用した場合を含む。）には、同条同項に定める調整が終了した後3ヵ月以内に、基準比率を超え、その後調整が終了した旨を当該委託会社のホームページその他の方法により開示するものとする。

2 前項の規定は、運用規則第17条の2が適用されないファンド及び同規則第17条の3（第1項第3号を除く。）に定める措置が講じられているファンドについては、これを適用しない。

(任意開示投資信託)

第20条 第18条及び第19条の規定にかかわらず、私募の投資信託、上場投資信託（政令第12条第1号及び第2号に規定する投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。）及びクローズド期間中の単位型投資信託その他の細則で定める投資信託（以下「任意開示投資信託」という。）については、委託会社の判断により開示を行うものとする。

* 細則第12条

第6章 不動産投資信託の運用報告書の表示事項

(表紙の表示事項)

第21条 不動産投信の運用報告書（全体版）（投信法第14条第1項に規定する事項を記載した書面をいう。以下この章において同じ。）の表紙には、次に掲げる事項を表示するものとする。

- (1) 「運用報告書」の表示
- (2) 当該不動産投信の名称
- (3) 期別及び決算年月日（計算期間が6ヵ月未満の不動産投信については、各計算期及び各決算年月日）
- (4) 委託会社の名称及び住所

(本文中に表示すべき項目と表示順)

第22条 不動産投信の運用報告書（全体版）の本文には、当該不動産投信の仕組み（当該投資信託財産の運用方針を含む。）の他、次に掲げる事項について、当該各号に定める内容を表示するものとする。なお、運用報告書（全体版）には、原則として次に掲げる各号の順序に従って表示す

るものとする。

- (1) 投資信託財産の運用状況等の推移 当期以前5期以上の各計算期間の営業収益、経常利益、当期純利益、純資産額、総資産額、基準価額（一口（一取引単位をいう。）当たり純資産額をいう。）及び自己資本比率を表示するものとする。
- (2) 当期の資産の運用の経過 当該不動産投信の基本方針及び当期の運用に関する成果とその分析について、当期中（計算期間が6ヶ月未満のものは当該計算期間の末日から過去6ヶ月間の期間とする。以下この章において同じ。）における不動産等及び資産対応証券等の取得・売却等の状況並びに賃貸可能面積及び稼働率の推移等を使用して表示するものとする。
併せて、前期の運用報告書（全体版）に表示された今後の運用方針との関連を表示するものとする。
- (3) 信託元本等の状況 当期中に公募による信託元本の増加等があった場合は、受益権口数の推移等について表示するものとする。
- (4) 分配金等の実績 当期以前5期以上の計算期間毎の分配金等（計算期間が6ヶ月未満のものは、作成期末から過去6ヶ月間における各計算期間に支払われた分配金等とする。）について、利益からの分配金及び投資元本の払戻しによる金銭の支払いに区分して表示するものとする。併せて、当期分配金の金額を決めた根拠及び留保金の今後の運用方針を表示するものとする。
なお、不動産投信等規則第28条の2に規定する毎期継続的な投資元本の払戻しを行う場合には、同条第4号に規定する事項について注記等を行うものとする。
また、不動産投信等規則第28条の3に規定する毎期継続的な投資元本の払戻し以外の投資元本の払戻しを行う場合には、同条なお書きに規定する事項について注記等を行うものとする。
- (5) 今後の運用方針 次期以降の運用方針について、実施することが確定している資本的支出等の概要等を用いて投資信託約款に表示された運用方針との関連を含めて具体的に表示するものとする。この場合、客観的な表現を用いることと併せて簡潔に表示するものとする。
- (6) 対処すべき課題 当該不動産投信の対処すべき課題について簡潔に表示するものとする。
ただし、前号に規定する今後の運用方針において同様の内容を表示した場合は、当該事項についての表示を省略することができるものとする。
- (7) 決算後に生じた重要な事実 当期の決算日以後に当該不動産投信に生じた状況に関する事実で、当該不動産投信の運営、収益状況及び受益者の権利に係る重要な事実について表示するものとする。
- (8) 投資信託財産運用総括表 信託契約期間が終了した場合には、投資信託計算書類規則第58条第1項第26号に規定する投資信託財産運用総括表を表示するものとする。
- (9) 出資の状況 発行する受益権の総数、発行済受益権口数の総数及び受益者数を表示するものとする。
- (10) 主要な受益者 当期末において、受益権の総口数に対し、保有する口数の比率が高い順に上位10名（社）の氏名又は名称及び受益権の口数を表示するものとする。ただし、上位10名（社）の中に個人が含まれる場合において、当該個人の総口数に対する保有比率が10%に満たない場合には、氏名の表示に替えて個人である旨の表示ができるものとする。

- (11) 当期末における受託銀行の名称
- (12) 投資信託財産の構成 当期末における資産の種類毎の額の総資産額に対する比率を表示するものとする。この場合、各資産の実質的な不動産の組入比率及び不動産投信等規則第3条第2項第5号から第8号に掲げる資産の当期末における主な運用対象を、資産の種類毎に注記するものとする。
- (13) 主要な保有資産 当期末に保有している資産のうち帳簿価額の上位10位以上の個別資産について、それぞれの個別資産の全賃貸可能面積及び全賃貸収入等に占める比率等を表示するものとする。
- (14) 組入資産明細 当期末における組入資産の明細を資産の種類毎に区分して表示するものとする。ただし、この表示に代えて、有価証券については有価証券明細表（投資信託計算書類規則第57条第1項第1号に規定する有価証券明細表をいう。）を、不動産等については不動産等明細表（投資信託計算書類規則第57条第1項第5号に規定する不動産等明細表をいう。）を、再生可能エネルギー発電設備については再生可能エネルギー発電設備等明細表（投資信託計算書類規則第57条第1項第8号に規定する再生可能エネルギー発電設備等明細表をいう。）を、公共施設等運営権については公共施設等運営権等明細表（投資信託計算書類規則第57条第1項第9号に規定する公共施設等運営権等明細表をいう。）を添付することができるものとする。

なお、再生可能エネルギー発電設備を表示するに際しては、インフラ投信等の運用報告書等に関する委員会決議（以下、「インフラ投信等委員会決議」という。）の別表6（14）組入資産明細に規定の表の他、認定事業者又は供給者に関する事項（事業の内容、財務の状況、収益の状況、当該再生可能エネルギー発電設備の運営に従事する人員の状況、再生可能エネルギー発電設備の運営の実績その他認定事業者又は供給者の業務遂行能力に関する重要な事項）、当該再生可能エネルギー発電設備に関して賃貸借契約を締結した相手方がある場合には、当該投資信託財産の計算期間中における賃貸収入、契約満了日、契約更改の方法、保証金その他賃貸契約に関して特記すべき事項、再生可能エネルギー発電設備ごとに当期末現在における価格、当該再生可能エネルギー発電設備が認定発電設備である場合には、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号、以下「再エネ特措法」という。）第9条第4項各号に定める基準への適合に関する事項、交付対象区分等（再エネ特措法第2条の2第1項に規定する交付対象区分等をいう。以下同じ。）に該当する場合で再生可能エネルギー発電設備の価格に重要な影響を及ぼす事項として細則で定める事項を表示するものとする。

また、公共施設等運営権を表示するに際しても、インフラ投信等委員会決議別表6（14）組入資産明細に規定の表の他、当該公共施設等運営権に係る公共施設等の状況（公共施設等の運営等に係る委託契約の内容（契約の相手方、契約期間、年間委託費その他当該契約に関して特記すべき事項。）、年間運営事業収入の実績、公共施設等の現況その他公共施設等運営権の価格に重要な影響を及ぼす事項。）、公共施設等の運営等に係る委託契約の相手方に関する事項（事業の内容、財務の状況、収益の状況、当該公共施設等の運営等に従事する人員の状況、公共施設等の運営等の実績その他当該契約の相手方の業務遂行能力に関する重要な事項）、公共施設等運営権ごとに当期末現在における価格を表示するものとする。

- (15) その他資産の状況 当期末における不動産等、資産対応証券等及びインフラ資産等以外の資産について、細則で定める資産の種類に区分して、それぞれ別に表示するものとする。
ただし、ヘッジ会計に係る特例処理を行っている資産（ヘッジ手段として使用されているものをいう）についてはその表示を省略することができるものとする。
- (16) 国及び地域毎の資産保有状況 複数の国及び地域の海外不動産等へ投資を行っている場合には、当期末における資産保有状況を当該国及び地域毎に表示するものとする。
- (17) 資本的支出の予定 運用報告書を現に作成する日（以下「作成日」という。）前に確定した資本的支出に係る実施計画について、当該計画毎に表示するものとする。
- (18) 期中の資本的支出 当期末までに資本的支出に係る実施計画が完了した場合には、当該計画毎に表示するものとする。なお、天変地異等により資本的支出を行った場合は、当該資本的支出を区分して表示するものとする。
- (19) 長期修繕計画のために積立てた金銭 長期修繕計画に基づいて期末に積み立てた金額を、当期以前5期以上の計算期間について、各期末における前期末の積立金残高、各計算期間の積立額及び取崩額並びに各期末における次期繰越額を表示するものとする。
なお、不動産投信等規則第28条の2に規定する毎期継続的な投資元本の払戻しを行う場合には、同条第5号に規定する事項について注記等を行うものとする。
- (20) 運用等に係る費用明細 当期中に投資信託財産から支払われた費用の総額及び信託報酬の額を委託会社、受託銀行、募集取扱機関及び総額に区分した額並びにそれらを対価とする役務の内容を表示するものとする。
- (21) 借入状況 当期中において資金の借入残高がある場合には、借入先、当該借入金の借入日、前期末残高、当期末残高、平均利率、返済期限、返済方法及び使途をそれぞれの借入毎に区分して表示するものとする。
- (22) 不動産等及び資産対応証券等、インフラ資産等及びインフラ関連資産の売買状況等 期中における不動産等及び資産対応証券等、インフラ資産等及びインフラ関連資産の売買状況並びに損益を各資産毎に区分して表示するものとする。
- (23) その他の資産の売買状況等 期中におけるその他の資産の売買状況及び損益を資産の種類毎に区分して表示するものとする。
- (24) 特定資産の価格等の調査 投資信託計算書類規則第58条第1項第20号に規定する事項について表示するものとする。
- (25) 利害関係人等及び主要株主との取引状況 当期中における利害関係人等及び主要株主（金商法第29条の4第2項に規定する主要株主をいう。）との取引状況・支払手数料等の総額を表示するものとする。
なお、この場合の利害関係人等とは、以下の（イ）～（ハ）いずれかの要件を満たすものとする。
- （イ）政令第17条に定める利害関係人等
- （ロ）委託会社の利害関係人等及び主要株主と不動産等に係る一任型の投資顧問契約（「不動産投資顧問業登録規程（平成12年建設省告示第1828号）第2条第5項」又は「金商法第2条第8項第12号ロ」に規定する投資一任契約をいう。第26条第27号において同じ。）を締結している法人、組合、信託その他これに類似するもの（以下本号及び第26条第27

号において「法人等」という。)

(ハ) 委託会社の利害関係人等及び主要株主が過半を出資している、又は役員等の過半を占めている法人等

(26) 委託会社が営む兼業業務に係る当該委託業者との間の取引の状況等 委託会社が、第一種金融商品取引業、第二種金融商品取引業、宅地建物取引業（宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第2条第2号に規定する宅地建物取引業をいう。以下同じ。）、不動産特定共同事業（不動産特定共同事業法（平成6年法律第77号）第2条第4項に規定する不動産特定共同事業をいう。以下同じ。）又は商品取引債務引受業を営んでいる場合にあっては、当該兼業業務に係る第一種金融商品取引業者、第二種金融商品取引業者、宅地建物取引業者、不動産特定共同事業者又は商品取引債務引受業者である当該委託会社との間の取引状況及び当該委託会社に支払われた売買委託手数料の総額又は手数料の総額を表示するものとする。

(27) 資産、負債、元本及び損益の状況 当期末（計算期間が6ヵ月未満のものは、作成期間における各計算期間の末日とする。以下この章において同じ。）の資産、負債、元本及び損益の状況を表示するものとする。なお、この表示に代えて貸借対照表、損益計算書及び金銭の分配に係る計算書を添付することができるものとする。

(28) 減価償却額の算定方法の変更 当期中に設備等の減価償却額の算定方法を変更した場合は、算定方法の変更日、変更前の算定方法、変更前の算定方法による算定額、変更後の算定方法、変更後の算定方法による算定額及び変更理由等を表示するものとする。

(29) 不動産等及びインフラ資産等の評価方法の変更 当期中に不動産、不動産の賃借権又は地上権及びインフラ資産等の評価方法を変更した場合は、評価方法の変更日、変更前の評価方法、変更前の評価方法による評価額、変更後の評価方法、変更後の評価方法による評価額及び変更理由を表示するものとする。

(30) 自社設定投資信託受益証券等に係る開示 正会員の業務運営等に関する規則第6条の5に定める同規則第6条の3に掲げる取得等を行った場合に運用報告書（全体版）等に記載する事項は以下に掲げるものとする。

（イ）自社設定投資信託受益証券等の当期末現在の保有の有無

（ロ）当期末を含めて過去5年間の各計算期間の取得、処分の履歴

（ハ）当期末を含めて過去5年間の各計算期間末の保有口数、総額、総発行済口数に対する比率

（ニ）その他、投資主等の保護の観点から必要な事項（当期末を含めて過去5年間に取得、処分を行っている場合に限る。）

(31) お知らせ 当期中において、投資信託約款の変更又は運用体制の変更等を行った場合若しくは委託会社が受益者に周知することが適當と認める事象が生じた場合は、当該事象等の内容を表示するものとする。ただし、当該事象等の内容を他の項目等で表示している場合は、この限りではない。

* 細則第15条

（親投資信託に係る開示）

第23条 第4条の規定は、投資信託財産で親投資信託の受益証券を組入れている場合について準用

する。

(様式及び表示要領)

第24条 不動産投信の運用報告書（全体版）に係る第22条に規定する表示事項（第2号、第5号から第11号、第14号②及び③、第24号及び第31号を除く。）は、自主規制委員会が定める様式及び表示要領により表示できるものとする。

* 不動産投信等の委員会決議1

(投信法第14条第2項に規定の情報の提供)

第24条の2 委託会社は、投信法第14条第2項の規定に従い、同条第1項の規定により提供すべき情報のうち重要なものとして内閣府令で定める事項に係る情報を、知れている受益者に提供しなければならない。

この場合、投資信託計算書類規則第58条の2の規定に従い、第2章の交付運用報告書に係る規定を参考として、当該情報を提供するものとする。

第7章 不動産投資法人の資産運用報告の表示事項等

(表紙の表示事項)

第25条 不動産投資法人の資産運用報告の表紙には、次に掲げる事項を表示するものとする。

- (1) 「資産運用報告」の表示
- (2) 当該不動産投資法人の名称
- (3) 期別及び決算年月日
- (4) 不動産投資法人の本店の所在地

(本文中に表示すべき項目と表示順)

第26条 不動産投資法人の資産運用報告の本文には、次に掲げる事項について、当該各号に定める内容を表示するものとする。なお、資産運用報告には、原則として次に掲げる各号の順序に従つて表示するものとする。

- (1) 投資法人の運用状況等の推移 当期以前5期以上の営業期間の営業収益、経常利益、当期純利益、純資産額、総資産額、基準価額（一口（一取引単位をいう。）当たり純資産額をいう。）及び自己資本比率を表示するものとする。
- (2) 当期の資産の運用の経過 当該不動産投資法人の運用の基本方針及び当期の運用に関する成果とその分析について、当期中における不動産等及び資産対応証券等の取得・売却等の状況並びに賃貸可能面積及び稼働率の推移等を使用して表示するものとする。併せて、前期の資産運用報告に表示された今後の運用方針との関連を表示するものとする。
- (3) 増資等の状況 当期中に公募による出資の増加等があった場合は、投資口の推移等について表示するものとする。
- (4) 分配金等の実績 当期以前5期以上の営業期間毎の分配金等について、利益からの分配金及び出資の払戻しによる金銭の支払い（一時差異等調整引当額からの分配金及び税法上の出資等減少分配からの分配金に区分して表示するものとする。）に区分して表示するものとす

る。併せて、当期分配金の金額を決めた根拠及び留保金の今後の運用方針を表示するものとする。

なお、不動産投信等規則第43条の4に規定する毎期継続的な税法上の出資等減少分配に該当する出資の払戻しを行う場合には、同条第4号に規定する事項について注記等を行うものとする。

また、不動産投信等規則第43条の5に規定する毎期継続的な税法上の出資等減少分配に該当する出資の払戻し以外の税法上の出資等減少分配に該当する出資の払戻しを行う場合には、同条なお書きに規定する事項について注記等を行うものとする。

- (5) 今後の運用方針 次期以降の運用方針について、実施することが確定している資本的支出等の概要等を用いて規約に表示された運用方針との関連を含めて具体的に表示するものとする。この場合、客観的な表現を用いるとともに簡潔に表示するものとする。
- (6) 対処すべき課題 当該不動産投資法人の対処すべき課題について簡潔に表示するものとする。ただし、前号に規定する今後の運用方針において同様の内容を表示した場合は、当該事項についての表示を省略することができるものとする。
- (7) 決算後に生じた重要な事実 当期の決算日以後に当該不動産投資法人に生じた事実で、当該不動産投資法人の運営、収益状況及び投資主の権利に係る重要な事実について表示するものとする。
- (8) 出資の状況 発行可能投資口総口数、発行済投資口数の総数及び投資主数を表示するものとする。
- (9) 投資口に関する事項 当期末において、発行済投資口（自己投資口を除く。）の総口数に対し、保有する投資口の比率が高い順に上位10名の投資主の氏名又は名称、当該投資主の保有する投資口の口数及び当該投資主の保有する投資口に係る当該割合を表示するものとする。
- (10) 役員等に関する事項 役員等の氏名又は名称、地位及び担当、兼職の状況、役員等との間で補償契約を締結している場合は当該役員等の氏名又は名称、当該補償契約の内容の概要並びに損失を補償した場合はその旨及び補償した額、その他重要な事項を表示するものとする。
- (10) の2 投資法人の役員等賠償責任保険契約に関する事項 当該投資法人が保険者との間で役員等賠償責任保険契約を締結しているときにおける次に掲げる事項とする。
 - (イ) 当該役員等賠償責任保険契約の被保険者の範囲
 - (ロ) 当該役員等賠償責任保険契約の内容の概要（被保険者が実質的に保険料を負担している場合にあってはその負担割合、填補の対象とされる保険事故の概要及び当該役員等賠償責任保険契約によって被保険者である役員等（当該投資法人の役員等に限る。）の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあってはその内容を含む。）
- (11) 資産運用会社、資産保管会社及び一般事務受託者 当期末における資産運用会社（投信法第2条第21項に規定する資産運用会社をいう。以下同じ。）、資産保管会社（投信法第2条第22項に規定する資産保管会社をいう。以下同じ。）及び一般事務受託者（投信法第2条第23項に規定する一般事務受託者をいう。以下同じ。）の名称を表示するものとする。
- (12) 不動産投資法人の資産の構成 当期末における資産の種類毎の額の資産総額に対する比率を表示するものとする。この場合、各資産の実質的な不動産の組入比率及び不動産投信等規

則第3条第2項第5号から第8号に掲げる資産の当期末における主な運用対象を、資産の種類毎に注記するものとする。

- (13) 主要な保有資産 当期末に保有している資産のうち期末の帳簿価額の上位10位以上の個別資産について、それぞれの個別資産の全賃貸可能面積及び全賃貸収入等に占める比率等を表示するものとする。
- (14) 組入資産明細 当期末における組入資産の明細を資産の種類毎に区分して表示するものとする。ただし、この表示に代えて、有価証券については有価証券明細表（投資法人の計算に関する規則（平成18年府令第47号、以下「投資法人計算書類規則」という。）第80条第1項第1号に規定する有価証券明細表をいう。）を、不動産等については不動産等明細表（投資法人計算書類規則第80条第1項第5号に規定する不動産等明細表をいう。）を、再生可能エネルギー発電設備については再生可能エネルギー発電設備等明細表（投資法人計算書類規則第80条第1項第8号に規定する再生可能エネルギー発電設備等明細表をいう。）を、公共施設等運営権については公共施設等運営権等明細表（投資法人計算書類規則第80条第1項第9号に規定する公共施設等運営権等明細表をいう。）を添付することができるものとする。

なお、再生可能エネルギー発電設備を表示するに際しては、インフラ投信等委員会決議の別表6（14）組入資産明細に規定の表の他、認定事業者又は供給者に関する事項（事業の内容、財務の状況、収益の状況、当該再生可能エネルギー発電設備の運営に従事する人員の状況、再生可能エネルギー発電設備の運営の実績その他認定事業者又は供給者の業務遂行能力に関する重要な事項）、当該再生可能エネルギー発電設備に関して賃貸借契約を締結した相手方がある場合には、当該投資法人資産の営業期間中における賃貸収入、契約満了日、契約更改の方法、保証金その他賃貸契約に関して特記すべき事項、再生可能エネルギー発電設備ごとに当期末現在における価格、当該再生可能エネルギー発電設備が認定発電設備である場合には、再エネ特措法第9条第4項各号に定める基準への適合に関する事項、交付対象区分等に該当する場合で再生可能エネルギー発電設備の価格に重要な影響を及ぼす事項として細則で定める事項を表示するものとする。

また、公共施設等運営権を表示するに際しても、インフラ投信等委員会決議別表6（14）組入資産明細に規定の表の他、当該公共施設等運営権に係る公共施設等の状況（公共施設等の運営等に係る委託契約の内容（契約の相手方、契約期間、年間委託費その他当該契約に関して特記すべき事項。）、年間運営事業収入の実績、公共施設等の現況その他公共施設等運営権の価格に重要な影響を及ぼす事項。）、公共施設等の運営等に係る委託契約の相手方に関する事項（事業の内容、財務の状況、収益の状況、当該公共施設等の運営等に従事する人員の状況、公共施設等の運営等の実績その他当該契約の相手方の業務遂行能力に関する重要な事項）、公共施設等運営権ごとに当期末現在における価格を表示するものとする。

- (15) その他資産の状況 当期末における不動産等、資産対応証券等及びインフラ資産等以外の資産について、細則で定める資産の種類に区分して、それぞれ別に表示するものとする。

ただし、ヘッジ会計に係る特例処理を行っている資産（ヘッジ手段として使用されているものをいう）についてはその表示を省略することができるものとする。

- (16) 国及び地域毎の資産保有状況 複数の国及び地域の海外不動産等へ投資を行っている場合には、当期末における資産保有状況を当該国及び地域毎に表示するものとする。

- (17) 資本的支出の予定 当該資産運用報告の作成日前に確定した資本的支出に係る実施計画について、当該計画毎に表示するものとする。
- (18) 期中の資本的支出 当期末までに資本的支出に係る実施計画が完了した場合には、当該計画毎に表示するものとする。なお、天変地異等により資本的支出を行った場合は、当該資本的支出を区分して表示するものとする。
- (19) 長期修繕計画のために積立てた金銭 長期修繕計画に基づいて期末に積立てた金額を、当期以前5期以上の営業期間について、各期末における当期首の積立金残高、各営業期間の積立額及び取崩額並びに各期末における次期繰越額を表示するものとする。
なお、不動産投信等規則第43条の4に規定する毎期継続的な税法上の出資等減少分配に該当する出資の払戻しを行う場合には、同条第5号に規定する事項について注記等を行うものとする。
- (20) 運用等に係る費用明細 当期中に不動産投資法人から支払われた費用の総額及び当該不動産投資法人と契約を締結している外部委託先等に支払われた費用等を支払いの相手方別に区分して表示するものとする。
- (21) 借入状況 当期末において資金の借入残高がある場合には、借入先、当該借入金の借入日、当期首残高、当期末残高、平均利率、返済期限、返済方法、使途、担保の有無、担保物件及びその他特記事項をそれぞれの借入毎に区分して表示するものとする。
- (22) 投資法人債 当期末において投資法人債の発行残高がある場合には、銘柄名、発行年月日、当期首残高、当期末残高、利率、償還期限、償還方法及び使途等を銘柄毎に区分して表示するものとする。
- (23) 短期投資法人債 当期末において短期投資法人債の発行残高がある場合には、銘柄名、発行年月日、当期末残高、発行価額、償還価額等を銘柄毎に区分して表示するものとする。
- (23) の2 新投資口予約権 当期末において行使されていない新投資口予約権がある場合には、銘柄名、発行年月日、当期末時点で未行使の新投資口予約権の口数、当該新投資口予約権の目的である投資口の口数又はその口数の算定方法、行使に際して出資される金銭の額又はその算定方法、新投資口予約権の行使期限等を銘柄毎に区分して表示するものとする。
- (24) 不動産等及び資産対応証券等、インフラ資産等及びインフラ関連資産の売買状況等 当期中における不動産等及び資産対応証券等、インフラ資産等及びインフラ関連資産の売買状況並びに損益を各資産毎に区分して表示するものとする。
- (25) その他の資産の売買状況等 当期中におけるその他の資産の売買状況及び損益を資産の種類毎に区分して表示するものとする。
- (26) 特定資産の価格等の調査 投資法人計算書類規則第73条第1項第19号に規定する事項について表示するものとする。
- (27) 利害関係人等との取引状況 当期中における利害関係人等との取引状況・支払手数料等の総額を表示するものとする。
なお、この場合の利害関係人等とは、以下の（イ）～（ハ）いずれかの要件を満たすものとする。
- （イ）政令第123条に定める利害関係人等
- （ロ）資産運用会社の利害関係人等と不動産等に係る一任型の投資顧問契約を締結している

法人等

(ハ) 資産運用会社の利害関係人等が過半を出資している、又は役員等の過半を占めている法人等

- (28) 資産運用会社が営む兼業業務に係る当該資産運用会社との間の取引の状況等 資産運用会社が、第一種金融商品取引業、第二種金融商品取引業、宅地建物取引業又は不動産特定共同事業を営んでいる場合にあっては、当期中における当該兼業業務に係る第一種金融商品取引業者、第二種金融商品取引業者、宅地建物取引業者又は不動産特定共同事業者である当該資産運用会社との間の取引状況及び当該資産運用会社に支払われた売買委託手数料の総額又は手数料の総額を表示するものとする。
- (29) 資産、負債、元本及び損益の状況 当期末における資産、負債、元本及び損益の状況を表示するものとする。なお、この表示に代えて貸借対照表、損益計算書、投資主資本等変動計算書、注記表及び金銭の分配に係る計算書を添付することができるものとする。
- (30) 減価償却額の算定方法の変更 当期末又は当期中に設備等の減価償却額の算定方法を変更した場合は、算定方法の変更日、変更前の算定方法、変更前の算定方法による算定額、変更後の算定方法、変更後の算定方法による算定額及び変更理由等を表示するものとする。
- (31) 不動産等及びインフラ資産等の評価方法の変更 当期末又は当期中に不動産、不動産の賃借権又は地上権及びインフラ資産等の評価方法を変更した場合は、評価方法の変更日、変更前の評価方法、変更前の評価方法による評価額、変更後の評価方法、変更後の評価方法による評価額、変更理由及びその他特記事項を表示するものとする。
- (32) 自社設定投資信託受益証券等に係る開示 正会員の業務運営等に関する規則第6条の5に定める同規則第6条の3に掲げる取得等を行った場合に運用報告書等に記載する事項は以下に掲げるものとする。
- (イ) 自社設定投資信託受益証券等の当期末現在の保有の有無
- (ロ) 当期末を含めて過去5年間の各計算期間の取得、処分の履歴
- (ハ) 当期末を含めて過去5年間の各計算期間末の保有口数、総額、総発行済口数に対する比率
- (二) その他、投資主等の保護の観点から必要な事項（当期末を含めて過去5年間に取得、処分を行っている場合に限る。）
- (33) お知らせ 当期中において、投信法第109条第2項第2号、第3号、第5号、第6号及び第8号に規定する事項について、当該不動産投資法人の役員会で承認された場合その他重要と認める情報があった場合は、当該情報の内容を表示するものとする。ただし、当該情報の内容を他の項目等で表示している場合は、この限りでない。
- (34) 海外不動産保有法人に係る開示 海外不動産保有法人（投信法施行規則第105条第1号へに規定する海外不動産保有法人をいう。以下同じ。）の発行済株式又は出資（当該海外不動産保有法人が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額に投信法施行規則第221条に規定する率を乗じて得た数又は額を超えて当該海外不動産保有法人の株式又は出資を有する場合には、当該海外不動産保有法人ごとに次に掲げる事項を表示するものとする。
- (イ) 当該海外不動産保有法人に対する出資額
- (ロ) 当該海外不動産保有法人の組織体制、目的、事業内容及び利益の分配方針

- (ハ) 当該投資法人の資産に属する当該海外不動産保有法人の株式又は出資の数又は額の当該海外不動産保有法人の発行済株式又は出資の総数又は総額に対する割合
- (ニ) 当該海外不動産保有法人が所在する国における配当に係る規制の内容
- (35) 海外不動産保有法人が有する不動産に係る開示 前号に規定する場合において海外不動産保有法人が有する不動産に関する次に掲げる事項を表示するものとする。
- (イ) 当該不動産の所在、地番その他当該不動産を特定するために必要な事項
- (ロ) 物件ごとに、当期末現在における価格（鑑定評価額、公示価格、路線価、販売公表価格その他これらに準じて公正と認められる価格をいう。）
- (ハ) 当該不動産に関して賃貸借契約を締結した相手方（以下ハにおいて「テナント」という。）がある場合には、物件ごとに、当期末現在における稼働率及びテナントの総数並びに当該投資法人の営業期間中における全賃料収入（当該全賃料収入について、やむを得ない事情により表示できない場合には、その旨）
- (ニ) 当該投資法人の営業期間中における売買総額

* 細則第14条、第16条

2 注記表において表示された事項については、資産運用報告において省略できるものとする。

(様式及び表示要領)

第27条 不動産投資法人の資産運用報告に係る前条に規定する表示事項（第2号、第5号から第8号、第11号、第14号②及び③、第26号及び第33号を除く。）は、自主規制委員会で定める様式及び表示要領により表示できるものとする。

* 不動産投信等の委員会決議2

第8章 インフラ投資信託の運用報告書の表示事項

(表紙の表示事項)

第28条 インフラ投信の運用報告書（全体版）（投信法第14条第1項に規定する事項を記載した書面をいう。以下この章において同じ。）の表紙には、次に掲げる事項を表示するものとする。

- (1) 「運用報告書」の表示
- (2) 当該インフラ投信の名称
- (3) 期別及び決算年月日（計算期間が6カ月未満のインフラ投信については、各計算期及び各決算年月日）
- (4) 委託会社の名称及び住所

(本文中に表示すべき項目と表示順)

第29条 インフラ投信の運用報告書（全体版）の本文には、当該インフラ投信の仕組み（当該投資信託財産の運用方針を含む。）の他、次に掲げる事項について、当該各号に定める内容を表示するものとする。なお、運用報告書（全体版）には、原則として次に掲げる各号の順序に従って表示するものとする。

- (1) 投資信託財産の運用状況等の推移 当期以前5期以上の各計算期間の営業収益、経常利益、

当期純利益、純資産額、総資産額、基準価額（一口（一取引単位をいう。）当たり純資産額をいう。）及び自己資本比率を表示するものとする。

(2) 当期の資産の運用の経過 当該インフラ投信の基本方針及び当期の運用に関する成果とその分析について、当期中（計算期間が6カ月未満のものは当該計算期間の末日から過去6カ月間の期間とする。以下この章において同じ。）におけるインフラ資産等、インフラ関連資産及び不動産等の取得・売却等の状況並びに賃貸可能面積及び稼働率の推移等を使用して表示するものとする。併せて、前期の運用報告書（全体版）に表示された今後の運用方針との関連を表示するものとする。

(3) 信託元本等の状況 当期中に公募による信託元本の増加等があった場合は、受益権口数の推移等について表示するものとする。

(4) 分配金等の実績 当期以前5期以上の計算期間毎の分配金等（計算期間が6カ月未満のものは、作成期末から過去6カ月間における各計算期間に支払われた分配金等とする。）について、利益からの分配金及び投資元本の払戻しによる金銭の支払いに区分して表示するものとする。併せて、当期分配金の金額を決めた根拠及び留保金の今後の運用方針を表示するものとする。

なお、インフラ投信等規則第28条の2に規定する毎期継続的な投資元本の払戻しを行う場合には、同条第4号に規定する事項について注記等を行うものとする。

また、インフラ投信等規則第28条の3に規定する毎期継続的な投資元本の払戻し以外の投資元本の払戻しを行う場合には、同条なお書きに規定する事項について注記等を行うものとする。

(5) 今後の運用方針 次期以降の運用方針について、実施することが確定している資本的支出等の概要等を用いて約款に表示された運用方針との関連を含めて具体的に表示するものとする。この場合、客観的な表現を用いることと併せて簡潔に表示するものとする。

(6) 対処すべき課題 当該インフラ投信の対処すべき課題について簡潔に表示するものとする。ただし、前号に規定する今後の運用方針において同様の内容を表示した場合は、当該事項についての表示を省略することができるものとする。

(7) 決算後に生じた重要な事実 当期の決算日以後に当該インフラ投信に生じた状況に関する事実で、当該インフラ投信の運営、収益状況及び受益者の権利に係る重要な事実について表示するものとする。

(8) 投資信託財産運用総括表 信託契約期間が終了した場合には、投資信託計算書類規則第58条第1項第26号に規定する投資信託財産運用総括表を表示するものとする。

(9) 出資の状況 発行する受益権の総数、発行済受益権口数の総数及び受益者数を表示するものとする。

(10) 主要な受益者 当期末において、受益権の総口数に対し、保有する口数の比率が高い順に上位10名（社）の氏名又は名称及び受益権の口数を表示するものとする。ただし、上位10名（社）の中に個人が含まれる場合において、当該個人の総口数に対する保有比率が10%に満たない場合には、氏名の表示に代えて個人である旨の表示ができるものとする。

(11) 当期末における受託銀行の名称

(12) 投資信託財産の構成 当期末における資産の種類毎の額の総資産額に対する比率を表示す

るものとする。この場合、各資産の実質的なインフラ資産の組入比率及びインフラ投信等規則第3条第5項第3号及び同規則第3条第6項第2号に掲げる資産の当期末における主な運用対象を、資産の種類毎に注記するものとする。

- (13) 主要な保有資産 当期末に保有している資産のうち帳簿価額の上位10位以上の個別資産について、それぞれの個別資産の全賃貸可能面積及び全賃貸収入等に占める比率等を表示するものとする。
- (14) 組入資産明細 当期末における組入資産の明細を資産の種類毎に区分して表示するものとする。

ただし、この表示に代えて、有価証券については有価証券明細表（投資信託計算書類規則第57条第1項第1号に規定する有価証券明細表をいう。）を、不動産等については不動産等明細表（投資信託計算書類規則第57条第1項第5号に規定する不動産等明細表をいう。）を、再生可能エネルギー発電設備については再生可能エネルギー発電設備等明細表（投資信託計算書類規則第57条第1項第8号に規定する再生可能エネルギー発電設備等明細表をいう。）を、公共施設等運営権については公共施設等運営権等明細表（投資信託計算書類規則第57条第1項第9号に規定する公共施設等運営権等明細表をいう。）を添付することができるものとする。

なお、再生可能エネルギー発電設備を表示するに際しては、インフラ投信等委員会決議の別表6（14）組入資産明細に規定の表の他、認定事業者又は供給者に関する事項（事業の内容、財務の状況、収益の状況、当該再生可能エネルギー発電設備の運営に従事する人員の状況、再生可能エネルギー発電設備の運営の実績その他認定事業者又は供給者の業務遂行能力に関する重要な事項）、当該再生可能エネルギー発電設備に関して賃貸借契約を締結した相手方がある場合には、当該投資信託財産の計算期間中における賃貸収入、契約満了日、契約更改の方法、保証金その他賃貸契約に関して特記すべき事項、再生可能エネルギー発電設備ごとに当期末現在における価格、当該再生可能エネルギー発電設備が認定発電設備である場合には、再エネ特措法第9条第4項各号に定める基準への適合に関する事項、交付対象区分等に該当する場合で再生可能エネルギー発電設備の価格に重要な影響を及ぼす事項として細則で定める事項を表示するものとする。

また、公共施設等運営権を表示するに際しても、インフラ投信等委員会決議別表6（14）組入資産明細に規定の表の他、当該公共施設等運営権に係る公共施設等の状況（公共施設等の運営等に係る委託契約の内容（契約の相手方、契約期間、年間委託費その他当該契約に関して特記すべき事項。）、年間運営事業収入の実績、公共施設等の現況その他公共施設等運営権の価格に重要な影響を及ぼす事項。）、公共施設等の運営等に係る委託契約の相手方に関する事項（事業の内容、財務の状況、収益の状況、当該公共施設等の運営等に従事する人員の状況、公共施設等の運営等の実績その他当該契約の相手方の業務遂行能力に関する重要な事項）、公共施設等運営権ごとに当期末現在における価格を表示するものとする。

- (15) その他資産の状況 当期末におけるインフラ資産等、インフラ関連資産及び不動産等以外の資産について、細則で定める資産の種類に区分して、それぞれ別に表示するものとする。

ただし、ヘッジ会計に係る特例処理を行っている資産（ヘッジ手段として使用されているものをいう）についてはその表示を省略することができるものとする。

- (16) 国及び地域毎の資産保有状況 複数の国及び地域の海外インフラ関連資産等へ投資を行っている場合には、当期末における資産保有状況を当該国及び地域毎に表示するものとする。
- (17) 資本的支出の予定 作成日前に確定した資本的支出に係る実施計画について、当該計画毎に表示するものとする。
- (18) 期中の資本的支出 当期末までに資本的支出に係る実施計画が完了した場合には、当該計画毎に表示するものとする。なお、天変地異等により資本的支出を行った場合は、当該資本的支出を区分して表示するものとする。
- (19) 長期修繕計画のために積立てた金銭 長期修繕計画に基づいて期末に積み立てた金額を、当期以前 5 期以上の計算期間について、各期末における前期末の積立金残高、各計算期間の積立額及び取崩額並びに各期末における次期繰越額を表示するものとする。
なお、インフラ投信等規則第 28 条の 2 に規定する毎期継続的な投資元本の払戻しを行う場合には、同条第 5 号に規定する事項について注記等を行うものとする。
- (20) 運用等に係る費用明細 当期中に投資信託財産から支払われた費用の総額及び信託報酬の額を委託会社、受託銀行、募集取扱機関及び総額に区分した額並びにそれらを対価とする役務の内容を表示するものとする。
- (21) 借入状況 当期中において資金の借入残高がある場合には、借入先、当該借入金の借入日、前期末残高、当期末残高、平均利率、返済期限、返済方法及び使途をそれぞれの借入毎に区分して表示するものとする。
- (22) インフラ資産等、インフラ関連資産及び不動産等の売買状況等 期中におけるインフラ資産等、インフラ関連資産及び不動産等の売買状況並びに損益を各資産毎に区分して表示するものとする。
- (23) その他の資産の売買状況等 期中におけるその他の資産の売買状況及び損益を資産の種類毎に区分して表示するものとする。
- (24) 特定資産の価格等の調査 投資信託計算書類規則第 58 条第 1 項第 20 号に規定する事項について表示するものとする。
- (25) 利害関係人等及び主要株主との取引状況 当期中における利害関係人等及び主要株主（金商法第 29 条の 4 第 2 項に規定する主要株主をいう。）との取引状況・支払手数料等の総額を表示するものとする。
なお、この場合の利害関係人等とは、以下の（イ）～（ハ）いずれかの要件を満たすものとする。
- （イ） 政令第 17 条に定める利害関係人等
- （ロ） 委託会社の利害関係人等及び主要株主とインフラ資産等に係る一任型の投資顧問契約（「不動産投資顧問業登録規程（平成 12 年建設省告示第 1828 号）第 2 条第 5 項」又は「金商法第 2 条第 8 項第 12 号ロ」に規定する投資一任契約をいう。第 34 条第 27 号において同じ。）を締結している法人、組合、信託その他これに類似するもの（以下本号及び第 34 条第 27 号において「法人等」という。）
- （ハ） 委託会社の利害関係人等及び主要株主が過半を出資している、又は役員等の過半を占めている法人等
- (26) 委託会社が営む兼業業務に係る当該委託業者との間の取引の状況等 委託会社が、第一種

金融商品取引業、第二種金融商品取引業、宅地建物取引業（宅地建物取引業法（昭和 27 年法律第 176 号）第 2 条第 2 号に規定する宅地建物取引業をいう。以下同じ。）、不動産特定共同事業（不動産特定共同事業法（平成 6 年法律第 77 号）第 2 条第 4 項に規定する不動産特定共同事業をいう。以下同じ。）又は商品取引受託業務を営んでいる場合にあっては、当該兼業業務に係る第一種金融商品取引業者、第二種金融商品取引業者、宅地建物取引業者、不動産特定共同事業者又は商品取引受託業務者である当該委託会社との間の取引状況及び当該委託会社に支払われた売買委託手数料の総額又は手数料の総額を表示するものとする。

- (27) 資産、負債、元本及び損益の状況 当期末（計算期間が 6 カ月未満のものは、作成期間における各計算期間の末日とする。以下この章において同じ。）の資産、負債、元本及び損益の状況を表示するものとする。なお、この表示に代えて貸借対照表、損益計算書及び金銭の分配に係る計算書を添付することができるものとする。
- (28) 減価償却額の算定方法の変更 当期中に設備等の減価償却額の算定方法を変更した場合は、算定方法の変更日、変更前の算定方法、変更前の算定方法による算定額、変更後の算定方法、変更後の算定方法による算定額及び変更理由等を表示するものとする。
- (29) インフラ資産等及び不動産等の評価方法の変更 当期中にインフラ資産、インフラ投信等規則第 3 条第 5 項第 2 号に規定する資産（以下、「インフラ資産に伴う土地・建物等」という。）、不動産、不動産の賃借権又は地上権の評価方法を変更した場合は、評価方法の変更日、変更前の評価方法、変更前の評価方法による評価額、変更後の評価方法、変更後の評価方法による評価額及び変更理由を表示するものとする。
- (30) 自社設定投資信託受益証券等に係る開示 正会員の業務運営等に関する規則第 6 条の 5 に定める同規則第 6 条の 3 に掲げる取得等を行った場合に運用報告書（全体版）等に記載する事項は以下に掲げるものとする。
- （イ）自社設定投資信託受益証券等の当期末現在の保有の有無
- （ロ）当期末を含めて過去 5 年間の各計算期間の取得、処分の履歴
- （ハ）当期末を含めて過去 5 年間の各計算期間末の保有口数、総額、総発行済口数に対する比率
- （ニ）その他、投資主等の保護の観点から必要な事項（当期末を含めて過去 5 年間に取得、処分を行っている場合に限る。）
- (31) お知らせ 当期中において、約款の変更又は運用体制の変更等を行った場合若しくは委託会社が受益者に周知することが適當と認める事象が生じた場合は、当該事象等の内容を表示するものとする。ただし、当該事象等の内容を他の項目等で表示している場合は、この限りではない。

* 細則第 19 条

（親投資信託に係る開示）

第 30 条 第 4 条の規定は、投資信託財産で親投資信託の受益証券を組入れている場合について準用する。

(様式及び表示要領)

第31条 インフラ投信の運用報告書（全体版）に係る第29条に規定する表示事項（第2号、第5号から第11号、第14号①及び②、第24号及び第31号を除く。）は、自主規制委員会が定める様式及び表示要領により表示できるものとする。

* インフラ投信等委員会決議1

(投信法第14条第2項に規定の情報の提供)

第32条 委託会社は、投信法第14条第2項の規定に従い、同条第1項の規定により提供すべき情報のうち重要なものとして内閣府令で定める事項に係る情報を、知れている受益者に提供しなければならない。

この場合、投資信託財産計算書類規則第58条の2の規定に従い、第2章の交付運用報告書に係る規定を参考として、当該情報を提供するものとする。

第9章 インフラ投資法人の資産運用報告の表示事項等

(表紙の表示事項)

第33条 インフラ投資法人（インフラ投信等規則第3条第3項に規定するインフラ投資法人をいう。以下同じ。）の資産運用報告の表紙には、次に掲げる事項を表示するものとする。

- (1) 「資産運用報告」の表示
- (2) 当該インフラ投資法人の名称
- (3) 期別及び決算年月日
- (4) インフラ投資法人の本店の所在地

(本文中に表示すべき項目と表示順)

第34条 インフラ投資法人の資産運用報告の本文には、次に掲げる事項について、当該各号に定める内容を表示するものとする。なお、資産運用報告には、原則として次に掲げる各号の順序に従って表示するものとする。

- (1) 投資法人の運用状況等の推移 当期以前5期以上の営業期間の営業収益、経常利益、当期純利益、純資産額、総資産額、基準価額（一口（一取引単位をいう。）当たり純資産額をいう。）及び自己資本比率を表示するものとする。
- (2) 当期の資産の運用の経過 当該不動産投資法人の運用の基本方針及び当期の運用に関する成果とその分析について、当期中におけるインフラ資産等、インフラ関連資産及び不動産等の取得・売却等の状況並びに賃貸可能面積及び稼働率の推移等を使用して表示するものとする。併せて、前期の資産運用報告に表示された今後の運用方針との関連を表示するものとする。
- (3) 増資等の状況 当期中に公募による出資の増加等があった場合は、投資口の推移等について表示するものとする。
- (4) 分配金等の実績 当期以前5期以上の営業期間毎の分配金等について、利益からの分配金及び出資の払戻しによる金銭の支払いに区分して表示するものとする。併せて、当期分配金の金額を決めた根拠及び留保金の今後の運用方針を表示するものとする。

なお、インフラ投信等規則第43条の2に規定する毎期継続的な出資の払戻しを行う場合には、同条第4号に規定する事項について注記等を行うものとする。

また、インフラ投信等規則第43条の3に規定する毎期継続的な出資の払戻し以外の出資の払戻しを行う場合には、同条なお書きに規定する事項について注記等を行うものとする。

- (5) 今後の運用方針 次期以降の運用方針について、実施することが確定している資本的支出等の概要等を用いて規約に表示された運用方針との関連を含めて具体的に表示するものとする。この場合、客観的な表現を用いるとともに簡潔に表示するものとする。
- (6) 対処すべき課題 当該インフラ投資法人の対処すべき課題について簡潔に表示するものとする。ただし、前号に規定する今後の運用方針において同様の内容を表示した場合は、当該事項についての表示を省略することができるものとする。
- (7) 決算後に生じた重要な事実 当期の決算日以後に当該インフラ投資法人に生じた事実で、当該インフラ投資法人の運営、収益状況及び投資主の権利に係る重要な事実について表示するものとする。
- (8) 出資の状況 発行可能投資口総口数、発行済投資口数の総数及び投資主数を表示するものとする。
- (9) 投資口に関する事項 当期末において、発行済投資口（自己投資口を除く。）の総口数に対し、保有する投資口の比率が高い順に上位10名の投資主の氏名又は名称、当該投資主の保有する投資口の口数及び当該投資主の保有する投資口に係る当該割合を表示するものとする。
- (10) 役員等に関する事項 役員等の氏名又は名称、地位及び担当、兼職の状況、役員等との間で補償契約を締結している場合は当該役員等の氏名又は名称、当該補償契約の内容の概要並びに損失を補償した場合はその旨及び補償した額、その他重要な事項を表示するものとする。
- (10) の2 投資法人の役員等賠償責任保険契約に関する事項 当該投資法人が保険者との間で役員等賠償責任保険契約を締結しているときにおける次に掲げる事項とする。
 - (イ) 当該役員等賠償責任保険契約の被保険者の範囲
 - (ロ) 当該役員等賠償責任保険契約の内容の概要（被保険者が実質的に保険料を負担している場合にあってはその負担割合、填補の対象とされる保険事故の概要及び当該役員等賠償責任保険契約によって被保険者である役員等（当該投資法人の役員等に限る。）の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあってはその内容を含む。）
- (11) 資産運用会社、資産保管会社及び一般事務受託者 当期末における資産運用会社、資産保管会社及び一般事務受託者の名称を表示するものとする。
- (12) インフラ投資法人の資産の構成 当期末における資産の種類毎の額の資産総額に対する比率を表示するものとする。この場合、各資産の実質的なインフラ資産の組入比率及びインフラ投信等規則第3条第5項第3号及び第6項第2号に掲げる資産の当期末における主な運用対象を、資産の種類毎に注記するものとする。
- (13) 主要な保有資産 当期末に保有している資産のうち期末の帳簿価額の上位10位以上の個別資産について、それぞれの個別資産の全貸貸可能面積及び全貸貸収入等に占める比率等を表示するものとする。
- (14) 組入資産明細 当期末における組入資産の明細を資産の種類毎に区分して表示するものと

する。

ただし、この表示に代えて、有価証券については有価証券明細表（投資法人計算書類規則第80条第1項第1号に規定する有価証券明細表をいう。）を、不動産等については不動産等明細表（投資法人計算書類規則第80条第1項第5号に規定する不動産等明細表をいう。）を、再生可能エネルギー発電設備については再生可能エネルギー発電設備等明細表（投資法人計算書類規則第80条第1項第8号に規定する再生可能エネルギー発電設備等明細表をいう。）を、公共施設等運営権については公共施設等運営権等明細表（投資法人計算書類規則第80条第1項第9号に規定する公共施設等運営権等明細表をいう。）を添付することができるものとする。

なお、再生可能エネルギー発電設備を表示するに際しては、インフラ投信等委員会決議の別表6（14）組入資産明細に規定の表の他、認定事業者又は供給者に関する事項（事業の内容、財務の状況、収益の状況、当該再生可能エネルギー発電設備の運営に従事する人員の状況、再生可能エネルギー発電設備の運営の実績その他認定事業者又は供給者の業務遂行能力に関する重要な事項）、当該再生可能エネルギー発電設備に関して賃貸借契約を締結した相手方がある場合には、当該投資法人資産の営業期間中における賃貸収入、契約満了日、契約更改の方法、保証金その他賃貸契約に関して特記すべき事項、再生可能エネルギー発電設備ごとに当期末現在における価格、当該再生可能エネルギー発電設備が認定発電設備である場合には、再エネ特措法第9条第4項各号に定める基準への適合に関する事項、交付対象区分等に該当する場合で再生可能エネルギー発電設備の価格に重要な影響を及ぼす事項として細則で定める事項を表示するものとする。

また、公共施設等運営権を表示するに際しても、インフラ投信等委員会決議別表6（14）組入資産明細に規定の表の他、当該公共施設等運営権に係る公共施設等の状況（公共施設等の運営等に係る委託契約の内容（契約の相手方、契約期間、年間委託費その他当該契約に関して特記すべき事項。）、年間運営事業収入の実績、公共施設等の現況その他公共施設等運営権の価格に重要な影響を及ぼす事項。）、公共施設等の運営等に係る委託契約の相手方に関する事項（事業の内容、財務の状況、収益の状況、当該公共施設等の運営等に従事する人員の状況、公共施設等の運営等の実績その他当該契約の相手方の業務遂行能力に関する重要な事項））、公共施設等運営権ごとに当期末現在における価格を表示するものとする。

(15) その他資産の状況 当期末におけるインフラ資産等、インフラ関連資産及び不動産等以外の資産について、細則で定める資産の種類に区分して、それぞれ別に表示するものとする。

ただし、ヘッジ会計に係る特例処理を行っている資産（ヘッジ手段として使用されているものをいう）についてはその表示を省略することができるものとする。

(16) 国及び地域毎の資産保有状況 複数の国及び地域の海外インフラ関連資産等へ投資を行っている場合には、当期末における資産保有状況を当該国及び地域毎に表示するものとする。

(17) 資本的支出の予定 当該資産運用報告の作成日前に確定した資本的支出に係る実施計画について、当該計画毎に表示するものとする。

(18) 期中の資本的支出 当期末までに資本的支出に係る実施計画が完了した場合には、当該計画毎に表示するものとする。なお、天変地異等により資本的支出を行った場合は、当該資本的支出を区分して表示するものとする。

- (19) 長期修繕計画のために積立てた金銭　長期修繕計画に基づいて期末に積立てた金額を、当期以前5期以上の営業期間について、各期末における当期首の積立金残高、各営業期間の積立額及び取崩額並びに各期末における次期繰越額を表示するものとする。
- なお、インフラ投信等規則第43条の2に規定する毎期継続的な出資の払戻しを行う場合は、同条第5号に規定する事項について注記等を行うものとする。
- (20) 運用等に係る費用明細　当期中にインフラ投資法人から支払われた費用の総額及び当該インフラ投資法人と契約を締結している外部委託先等に支払われた費用等を支払いの相手方別に区分して表示するものとする。
- (21) 借入状況　当期末において資金の借入残高がある場合には、借入先、当該借入金の借入日、当期首残高、当期末残高、平均利率、返済期限、返済方法、使途、担保の有無、担保物件及びその他特記事項をそれぞれの借入毎に区分して表示するものとする。
- (22) 投資法人債　当期末において投資法人債の発行残高がある場合には、銘柄名、発行年月日、当期首残高、当期末残高、利率、償還期限、償還方法及び使途等を銘柄毎に区分して表示するものとする。
- (23) 短期投資法人債　当期末において短期投資法人債の発行残高がある場合には、銘柄名、発行年月日、当期末残高、発行価額、償還価額等を銘柄毎に区分して表示するものとする。
- (23) の2 新投資口予約権　当期末において新投資口予約権の発行残高がある場合には、銘柄名、発行年月日、当期末残高、発行価額、償還価額等を銘柄毎に区分して表示するものとする。
- (24) インフラ資産等、インフラ関連資産及び不動産等の売買状況等　当期中におけるインフラ資産等、インフラ関連資産及び不動産等の売買状況並びに損益を各資産毎に区分して表示するものとする。
- (25) その他の資産の売買状況等　当期中におけるその他の資産の売買状況及び損益を資産の種類毎に区分して表示するものとする。
- (26) 特定資産の価格等の調査　投資法人計算書類規則第73条第1項第19号に規定する事項について表示するものとする。
- (27) 利害関係人等との取引状況　当期中における利害関係人等との取引状況・支払手数料等の総額を表示するものとする。
- なお、この場合の利害関係人等とは、以下の(イ)～(ハ)いずれかの要件を満たすものとする。
- (イ) 政令第123条に定める利害関係人等
 - (ロ) 資産運用会社の利害関係人等とインフラ資産等に係る一任型の投資顧問契約を締結している法人等
 - (ハ) 資産運用会社の利害関係人等が過半を出資している、又は役員等の過半を占めている法人等
- (28) 資産運用会社が営む兼業業務に係る当該資産運用会社との間の取引の状況等　資産運用会社が、第一種金融商品取引業、第二種金融商品取引業、宅地建物取引業又は不動産特定共同事業を営んでいる場合にあっては、当期中における当該兼業業務に係る第一種金融商品取引業者、第二種金融商品取引業者、宅地建物取引業者又は不動産特定共同事業者である当該資

産運用会社との間の取引状況及び当該資産運用会社に支払われた売買委託手数料の総額又は手数料の総額を表示するものとする。

- (29) 資産、負債、元本及び損益の状況 当期末における資産、負債、元本及び損益の状況を表示するものとする。なお、この表示に代えて貸借対照表、損益計算書、投資主資本等変動計算書、注記表及び金銭の分配に係る計算書を添付することができるものとする。
- (30) 減価償却額の算定方法の変更 当期末又は当期中に設備等の減価償却額の算定方法を変更した場合は、算定方法の変更日、変更前の算定方法、変更前の算定方法による算定額、変更後の算定方法、変更後の算定方法による算定額及び変更理由等を表示するものとする。
- (31) インフラ資産等及び不動産等の評価方法の変更 当期末又は当期中にインフラ資産、インフラ資産に伴う土地・建物等に規定する資産、不動産、不動産の賃借権又は地上権の評価方法を変更した場合は、評価方法の変更日、変更前の評価方法、変更前の評価方法による評価額、変更後の評価方法、変更後の評価方法による評価額、変更理由及びその他特記事項を表示するものとする。
- (32) 自社設定投資信託受益証券等に係る開示 正会員の業務運営等に関する規則第6条の5に定める同規則第6条の3に掲げる取得等を行った場合に運用報告書等に記載する事項は以下に掲げるものとする。
- (イ) 自社設定投資信託受益証券等の当期末現在の保有の有無
- (ロ) 当期末を含めて過去5年間の各計算期間の取得、処分の履歴
- (ハ) 当期末を含めて過去5年間の各計算期間末の保有口数、総額、総発行済口数に対する比率
- (二) その他、投資主等の保護の観点から必要な事項（当期末を含めて過去5年間に取得、処分を行っている場合に限る。）
- (33) お知らせ 当期中において、投信法第109条第2項第2号、第3号、第5号、第6号及び第8号に規定する事項について、当該インフラ投資法人の役員会で承認された場合その他重要と認める情報があった場合は、当該情報の内容を表示するものとする。ただし、当該情報の内容を他の項目等で表示している場合は、この限りでない。

*細則第18条、第20条

2 注記表において表示された事項については、資産運用報告において省略できるものとする。

(様式及び表示要領)

第35条 インフラ投資法人の資産運用報告に係る前条に規定する表示事項（第2号、第5号から第8号、第11号、第14号①及び②、第26号及び第33号を除く。）は、自主規制委員会で定める様式及び表示要領により表示できるものとする。

*インフラ投信等委員会決議2

(不動産投資法人及びインフラ投資法人以外の投資法人の開示)

第36条 不動産投資法人及びインフラ投資法人以外の投資法人の資産運用報告については、投資法人計算書類規則の規定によることを原則とし、この場合の不動産等及び資産対応証券等、イン

フラ資産等及びインフラ関連資産の開示については、第26条及び第34条の規定を参考として開示することとする。

第10章 雜 則

(一括発注の開示)

第37条 委託会社は、当該委託会社のホームページにあらかじめ一括発注を行う場合の基本的考え方、対象有価証券等（運用規則第8条の2に規定するものをいう。）、対象取引、約定結果の配分方法、最良執行の基本方針、社内管理体制その他参考となる事項（以下「開示事項」という。）を開示するものとする。

なお、当該開示事項は、金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年府令第52号、「金商業等府令」という。）第182条第1項に規定する事業報告書の1. 業務の状況中の（19）①投資運用業に係る内部管理の状況の記載事項に含まれることに留意するものとする。

2 投資信託財産以外の運用財産（金商法第35条第1項第15号に規定する運用財産をいう。以下同じ。）又は外国運用財産（金商業等府令第171条第1項第1号に規定する外国運用財産をいう。以下同じ。）と一括発注する場合においては、前項に掲げる開示事項に加え、当該運用財産（投資運用業の業種別に記載すること）又は外国運用財産と一括して発注することがある旨を開示するものとする。

(デリバティブ取引に係る投資制限に関するリスク管理方法の開示)

第38条 委託会社は、デリバティブ取引に関し、「デリバティブ取引に係る投資制限に関するガイドライン」に基づき策定したリスク管理方法について、当該委託会社のホームページに当該リスク管理方法の概要を開示するものとする。

(細 則)

第39条 この規則の施行に関し必要な事項は、細則で定める。

(その他)

第40条 投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関し、この規則に定めのない事項については、理事会の決議をもって定めることができるものとする。

(所管委員会への委任)

第41条 理事会は、この規則に関する細則の改正について、自主規制委員会に委任することができるものとする。

2 自主規制委員会は、委任された事項に関し決定（理事会が必要と認めるものに限る。）を行った場合は、速やかに理事会にその内容を報告するものとする。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から実施する。

附 則

この改正は、平成16年5月25日から実施する。

附 則

この改正は、平成17年3月18日から実施する。

附 則

この改正は、平成18年5月1日から実施し、同日以降決算の到来する投資信託の運用報告書並びに投資法人の資産運用報告から適用する。

附 則

この改正は、平成18年5月24日から実施する。

附 則

この改正は、平成18年6月19日から実施する。

ただし、第22条第10号ただし書き及び第26条第1項第9号ただし書きの改正は、平成18年7月1日から実施し、同日以降決算の到来する投資信託の運用報告書及び投資法人の資産運用報告から適用する。

附 則

この改正は、平成18年12月1日から実施し、同日以降決算の到来する投資信託の運用報告書及び投資法人の資産運用報告から適用する。

附 則

この改正は、平成19年2月16日から実施する。

附 則

この改正は、平成19年9月30日から実施する。

ただし、改正後の規定（第26条第1項第22号及び第27条の2を除く。）については実施日以降新たに開始する計算期間から適用する。

附 則

この改正は、平成20年6月20日から実施し、同日以降決算の到来する不動産投資信託の運用報告書及び不動産投資法人の資産運用報告から適用する。

附 則

この改正は、平成20年7月18日から実施する。

附 則

この改正は、平成20年10月1日から実施する。

ただし、第22条第1項第30号及び第26条第1項第32号については、同日以降決算の到来する投資信託の運用報告書並びに投資法人の資産運用報告から適用する。

附 則

この改正は、平成21年1月16日から実施する。

附 則

この改正は、平成21年3月19日から実施する。

附 則

この改正は、平成21年9月16日から実施する。

附 則

この改正は、平成23年2月17日から実施する。

附 則

この改正は、平成23年9月15日から実施し、平成23年4月1日以後に開始する営業期間について適用し、同日前に開始する営業期間については、なお従前の例による。

附 則

1. この改正は、平成24年6月1日から実施し、実施日以降、決算の到来する投資信託の運用報告書から適用する。
2. 前記1にかかわらず、正会員が当該実施日までの間に改正後の規定に基づく運営を行うことを妨げない。

附 則

この改正は、平成24年5月24日から実施する。

附 則

この改正は、平成24年12月20日から実施する。

*改正条項は、次のとおりである。

第22条、第26条

附 則

この改正は、平成25年1月4日から実施する。

*改正条項は、次のとおりである。

第2条、第3条、第22条、第26条、第30条

附 則

1. この改正は、平成26年12月1日から実施し、実施日以後に到来する新投信法第14条第1項に規定する作成期日に係る投資信託の運用報告書（全体版）及び交付運用報告書について適用し、同日前に到来した旧投信法第14条第1項に規定する作成期日に係る運用報告書については、なお従前の例による。

2. 投信法附則第38条（検討）に「政府は、この法律の施行後5年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律（以下この条において「改正後の各法律」という。）の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」と規定されていることを踏まえ、それに対応した措置を講ずるものとする。

*改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第1条、第2条第1項柱書、第1号、第4号、第6号、第3条第1項柱書、第4号、第21号、第4項を改正
- (2) 第3条の2、第3条の3を新設
- (3) 第4条、第5条を改正
- (4) 第8条第1項を改正し、第2項を新設
- (5) 第9条を改正
- (6) 第9条の2を新設
- (7) 第10条第1項、第2項、第1号、第2号を改正
- (8) 第10条の2、第12条第1項第8号を新設

附 則

この改正は、平成26年12月1日から実施する。

*改正条項は、次のとおりである。

第19条の2、第27条の3を新設

附 則

この改正は、平成26年12月1日から実施する。

ただし、第22条及び第24条の2については、同日以後に到来する新投信法第14条第1項に規定する作成期日に係る投資信託の運用報告書（全体版）及び交付運用報告書について適用し、同日前に到来した旧投信法第14条第1項に規定する作成期日に係る運用報告書については、なお従前の例による。

*改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第22条柱書、第20号、第25号を改正

(2) 第24条の2、第26条第1項第23号の2、同条同項第34号及び第35号を新設

附 則

この改正は、平成27年3月1日から実施する。

*改正条項は、次のとおりである。

第27条の2第1項を改正

附 則

1. この改正は、改正後の投資法人計算書類規則の施行日（平成27年4月1日）から実施する。
2. この改正規則の実施日前に開始した投資法人の営業期間に係る資産運用報告については、なお従前の例による。

*改正条項は、次のとおりである。

第26条第1項第4号及び第19号を改正

附 則

この改正は、平成27年7月16日から実施する。

*改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第3条第1項第19号を改正、同22号を新設
- (2) 第3条の3第1項第6号、第6条第3項第3号、第20条、第22条第8号、同14号、同15号、同22号、同29号、第24条、第26条第1項第14号、同15号、同24号、同31号、第27条を改正
- (3) 第8章（第28条～第32条）及び第9章（第33条～第36条）を新設
- (4) 旧第8章が第10章へ章ずれ、旧第27条の2～第30条が第37条～第41条へ条ずれ

附 則

この改正は、平成29年5月18日から実施する。

*改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第13条第1項第1号、第16条第1項第3号を削除。号ずれの整理
- (2) 第22条第14号、第26条第1項第14号、第29条第14号、第34条第1項第14号を改正

附 則

この改正は、令和元年9月30日から実施し、同日以後に到来する投信法第14条第1項に規定する作成期日に係る投資信託の運用報告書（全体版）及び交付運用報告書から適用する。ただし、実施日以前に改正後の規定を適用することを妨げない。

*改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第3条第1項第5号を新設。号ずれの整理
- (2) 第3条の3第1項第1号④を新設。旧④から⑨のずれの整理

附 則

この改正は、令和元年5月1日から実施する。

*改元に伴う所要の整備

附 則

この改正は、令和4年2月17日から実施する。

*改正条項は、次のとおりである。

第6条第3項第2号、第22条第19号、第26条第1項第11号及び第19号、第29条第19号、第34条第1項第11号及び第19号

附 則

この改正は、令和4年5月19日から実施する。

*改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第22条第14号、第26条第1項第10号及び第14号、第29条第14号、第34条第1項第10号及び第14号を改正
- (2) 第26条第1項第10号の2、第34条第1項第10号の2を新設

附 則

この改正は、令和5年1月19日から実施する。

ただし、この改正の際現に存するMR F等については、令和5年7月19日までの間は、従前の規定によることができるものとする。

*改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第13条第1項を修正
- (2) 第4章標題、第16条の2、第17条を改正
- (3) 第13条第2項、第16条を削除

附 則

この改正は、令和5年4月20日から実施する。

*改正条項は、次のとおりである。

第26条第1項第10号及び第34条第1項第10号を改正

附 則

この改正は、令和6年2月15日から実施する。

ただし、第3条第1項第19号の改正については、実施日以後に開始する計算期間に係る運用報告書の作成から適用し、実施日より前に開始した計算期間に係る運用報告書の作成については、なお従前の例による。

*改正条項は、次のとおりである。

第3条第1項第19号及び第8条第1項を改正

附 則

1. この改正は、令和7年4月1日から実施する。

2. 第10条（第15条において準用する場合を含む。）に定める運用報告書（全体版）の交付及び第

10条の2に定める交付運用報告書の交付について、受益者より実施日前においてこれらの規定の例による書面交付の請求があったときは、当該請求は、実施日においてこれらの規定によりされたものとみなす。

3. 第10条の2第3項に定める交付運用報告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供について、この改正の実施の際現に受益者から金融商品取引法等の一部を改正する法律（令和5年法律第79号）第8条の規定による改正前の投資信託及び投資法人に関する法律（以下「旧投信法」という。）第14条第5項において準用する旧投信法第5条第2項の規定による承諾を得ている委託会社は、実施日に当該受益者から第10条の2第4項第1号に規定する承諾を得たものとみなす。

4. 第10条の2第4項第2号の規定による告知をしようとする委託会社は、実施日前においても、当該規定の例により、その告知をすることができるものとする。この場合において、当該告知は、実施日において当該規定によりされたものとみなす。

*改正条項は、次のとおりである。

(1) 第2条第1項、第3条第1項、第3条の2、第6条第3項及び第4項、第9条、第10条、第11条～第15条、第21条～第22条、第24条、第24条の2、第26条、第28条～第29条、第31条～第33条を改正

(2) 第10条の2第3項及び第4項を新設